
南富良野町地域強靱化計画

令和 7年 1月

北海道 南富良野町

目 次

第 1 章 基本的な考え方	1
1-1 計画策定等の趣旨	1
1-2 計画の位置づけ	2
1-3 計画の基本目標	3
1-4 基本的な方針	4
第 2 章 脆弱性の評価	6
2-1 対象とするリスク	6
2-2 最悪の事態の設定	10
2-3 評価結果	11
第 3 章 推進事業の設定	32
3-1 施策プログラム策定の考え方	32
3-2 施策推進の指標となる目標値の設定	32
3-3 施策の重点化(重点化すべき施策項目の設定)	32
3-4 推進事業の設定	32
3-5 南富良野町強靱化のための施策プログラムの策定及び推進事業一覧	33
第 4 章 計画の進捗管理	58
4-1 計画の推進期間等	58
4-2 計画の推進方法	58

第1章 基本的な考え方

1-1 計画策定等の趣旨

2011年に発生した東日本大震災の経験を通じ、不測の事態に対する我が国の社会経済システムの脆弱さが明らかとなり、今後想定される首都直下地震や南海トラフ地震等の大規模自然災害への備えが国家的な重要課題として認知されることとなった。

また、北海道においても、太平洋沖における大規模な地震・津波の発生が高い確率で想定されているほか、過去の経験から火山噴火や豪雨・豪雪などの自然災害に対する備えが喫緊の課題となっている。

こうした中、国においては、2013年12月に「強しなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」(以下「基本法」という。)が施行、2014年6月には基本法に基づく「国土強靱化基本計画」(以下「基本計画」という。)が閣議決定され、基本法の施行後5年となる2018年12月及び同10年後となる2023年7月には当該計画の見直しが行われた。

北海道においても、東日本大震災の教訓を踏まえ、「北海道地域防災計画」の見直しをはじめ、2012年3月には「北海道バックアップ拠点構想」を策定し、国民生活や国全体の経済活動に甚大な影響を及ぼす恐れのある大規模自然災害のリスク低減に向け、北海道として貢献していくための取組を推進するとともに、2015年3月には、『北海道の強靱化を図ることは、今後想定される大規模自然災害から道民の生命・財産を守り、本道の持続的な成長を実現するために必要であるのみならず、国全体の強靱化を進める上でも不可欠な課題であり、国、市町村、民間事業者、道民等の総力を結集し、これまでの取組を更に加速していかなければならない』との基本認識のもと、北海道における国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、基本法に基づく地域計画として、北海道強靱化計画（以下「本計画」という。）を策定し、策定から5年が経過した2020年3月には当該計画の見直しを行う等、今後の大規模自然災害等に備え、事前防災及び減災に係る施策を総合的に推進するための枠組みが順次整備されてきた。

この間、本町においても、東日本大震災、2016年8月台風に伴う大雨災害による被災経験、2018年9月の胆振東部地震等の教訓を踏まえ、「南富良野町地域防災計画」の見直しをはじめ、防災・減災のための取組を強化しているところである。

本町の自然災害に対する脆弱さを見つめ直し、これらを踏まえた強靱化を図ることは、今後想定される大規模自然災害から町民の生命・財産を守り、高齢化、人口減少、過疎化の進行といった課題に対応しつつ、地域を活性化して持続的な成長を実現するために必要であるのみならず、道内交通の要衝の地であり、道内有数の食糧供給基盤としての役割を果たすことが、国や北海道全体の強靱化を進める上でも重要な責務であり、国、北海道、民間事業者、町民等の総力を結集し、これまでの取組を更に加速していかなければならない。

こうした基本認識のもと、南富良野町における地域強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、町自らの強靱化と国や北海道に対するバックアップ機能を発揮するため、2020年3月に「南富良野町地域強靱化計画」を策定、2022年1月には見直しを行い各種施策の推進を図ってきたところ、経年による環境等の変化、各種取組の進捗、計画推進期間の終了等に伴う国・道の計画の見直し、2023年3月の南富良野町町第6次総合計画をはじめとする諸計画の施行等を踏まえ、今回2025年1月をもって計画の見直しを図るものである。

1-2 計画の位置づけ

「南富良野町地域強靱化計画」は、基本法第 13 条に基づく国土強靱化地域計画として策定するものであり、国土強靱化に関係する部分について地方公共団体における様々な分野の計画等の指針となるものと位置付けられている。

このため、本町の総合計画や他の分野別計画と連携しながら、重点的・分野横断的に推進する計画として、防災計画や産業、医療、エネルギー、まちづくり、交通等の国土強靱化に関連する部分の施策と連携するとともに、北海道等の計画との調和を図りながら、長期的な視点に立って一体的に推進する。

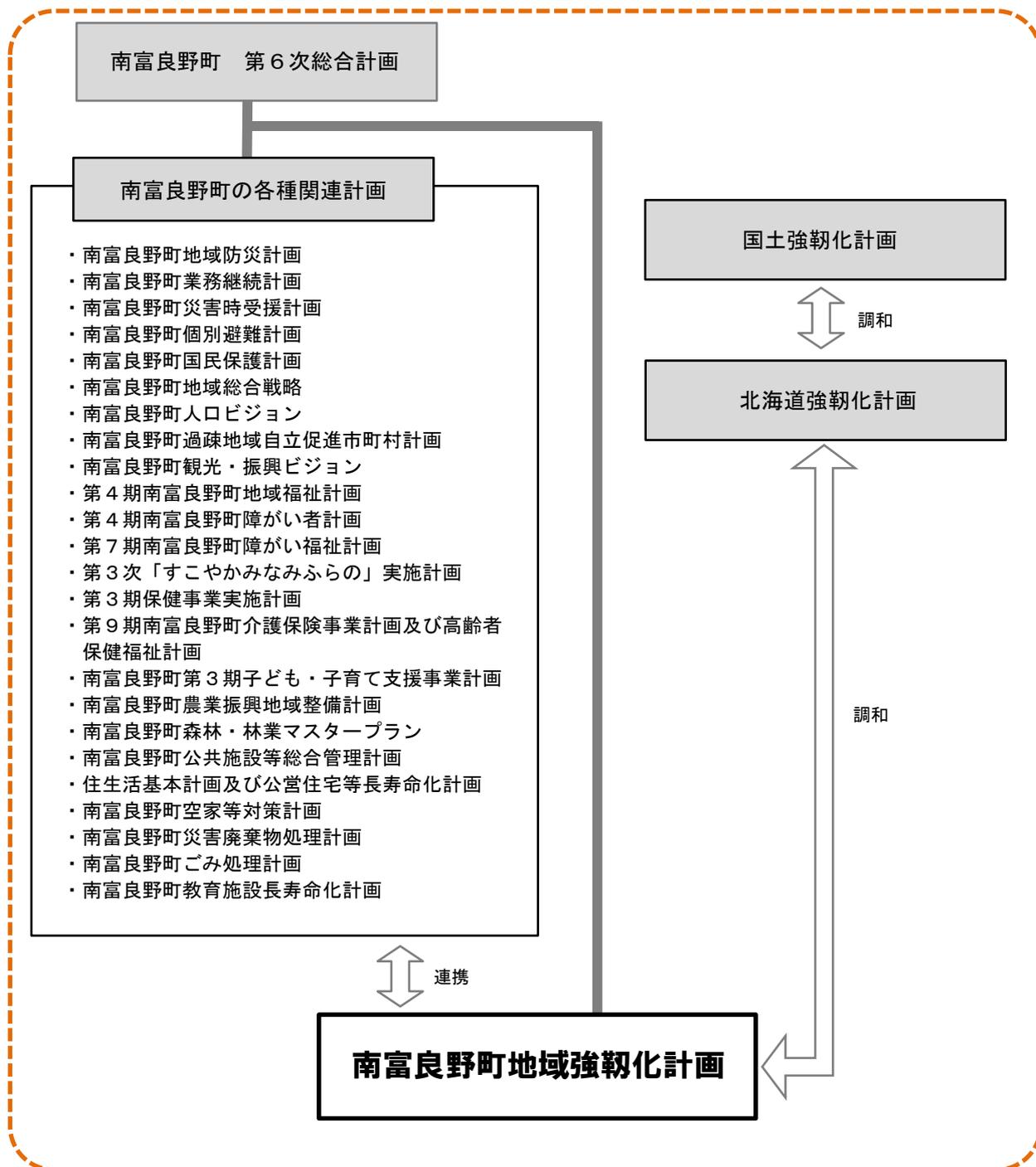


図 1-1 計画の位置づけ

1-3 計画の基本目標

南富良野町の地域強靱化の意義は、町自らが大規模自然災害から町民の生命・財産を守り、本町の重要な社会経済機能を維持することに加え、本町が有する特性と強みを活かしたバックアップ機能を強化して国及び北海道全体の強靱化に積極的に貢献していくことにある。

また、本町の強靱化は、大規模自然災害への対応を見据えつつ、産業、交通、エネルギー、まちづくりなど幅広い分野における機能の強化を平時の段階から図ろうとする取組である。

こうしたことから、人口の減少、過疎化、産業の衰退など、本町が直面する平時の政策課題にも有効に作用し、本町の地域活性化と持続的な成長につながるものでなければならない。

南富良野町の地域強靱化は、こうした見地から、本町のみならず国家的な課題として国、道、市町村、民間がもつ政策資源を結集し、総力を挙げて取り組む必要がある。

以上の考え方を踏まえ、強靱化を進めるに当たっては、国の基本計画に掲げる「人命の保護」、「国家及び社会の重要な機能の維持」、「国民の財産及び公共施設の被害の最小化」、「迅速な復旧復興」という4つの基本目標や、北海道強靱化計画に掲げる「生命・財産と社会経済システムを守る」「北海道の強みを活かし、国全体の強靱化に貢献する」「持続的成長を促進する」という3つの目標に配慮しつつ、次の3つを南富良野町独自の目標として掲げ、関連施策の推進に努めるものとする。

■ 南富良野町強靱化の目標

(1)大規模自然災害から町民の生命・財産と町の社会経済システムを守るとともに、被災時においても被害を局限し、迅速に復旧・復興し得る施策の推進

《 目標設定の経緯 》

本町自らの強靱化を達成する観点から、上川総合振興局が所管する道内の一自治体として、行政と町民の両面における防災力を向上し、町自体の強靱化を促進して道や国の総合的な強靱化に寄与すべき役割を踏まえ、設定したもの

(2)南富良野町の特性と強みを最大限発揮し得る施策の推進と基盤等の整備

《 目標設定の経緯 》

国・北海道全体の強靱化への貢献を達成する観点から、北海道の中央部に位置し、道内では道北・道央と道東を繋ぐ交通上の要衝となる地理的特性と食料供給能力を生かしたバックアップ機能を発揮すべき役割を踏まえ、設定したもの

(3)南富良野町の地域活性化と持続的な成長を促進し得る施策の推進

《 目標設定の経緯 》

地域の強靱化を達成する観点から、本町が現に直面する様々な政策課題に正面から取り組み、これらを克服・解決すべき役割を踏まえ、設定したもの

1-4 基本的な方針

■ 基本的な方針

本町の強靱化の目標に基づき、これを達成する上での基本的な方針を次のように定める。

(1) 町自らの強靱化の達成

- ア 自然災害等に対する町の防災力を向上するため、防災施設の整備、災害対策機能の強化、防災教育・防災訓練の実施等、ハード・ソフト両面からの施策を積極的に推進するとともに、町内の各地区におけるコミュニティ機能や自主防災機能の活性化を図る。
- イ 少子高齢化、人口の減少、過疎化、産業の衰退など本町が直面する政策課題を克服するため、観光・農林業振興施策の推進による経済基盤の強化や企業誘致等による雇用の拡大等により、地域を活性化して持続的な成長を図る。

(2) 国・北海道全体の強靱化への貢献の達成

- ア 北海道における本町の地理的特性を生かし、国や北海道全体としての強靱化に貢献するため、道内外での大規模災害発生時において、救援や支援活動等の基盤となる広域的・総合的な防災拠点やリダンダント構造化された交通路等の整備に努め、国や道に対するバックアップ機能の確立と最大限の発揮を図る。
- イ 本町が有する優れた食料供給能力を生かし、国や北海道全体としての強靱化に貢献するため、特に道外での大規模災害発生時における緊急の食料需要に対応できる備蓄及び供給基盤の整備に努めるとともに、農業振興施策への取組みを重視して将来にわたる農業生産力の確保及び向上を図る。

【海溝型地震発生時における道内救援機関の進出経路と南富良野町の地理的特性】



本町は、海溝型地震発生時に道内救援機関が道北・道央圏から道東正面に急行する際の「空陸交通の要点」に位置する地理的特性があり、救援活動の前方支援基盤、救援物資輸送の中継基盤等として国や道の大規模災害対応に寄与し得る。

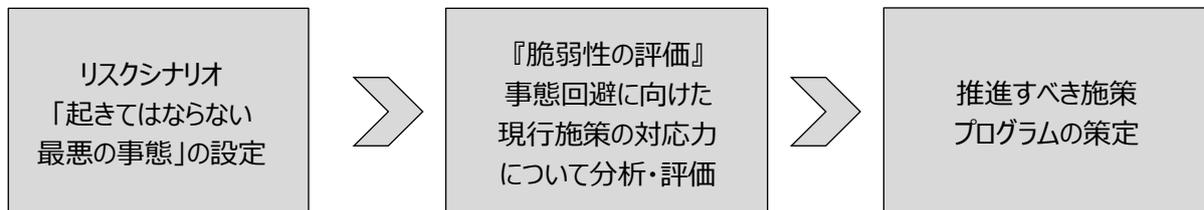
■ 計画策定の進め方

本町の強靱化に係る目標及び方針に基づく地域強靱化計画の策定に当たっては、本町で想定される自然災害等のリスクに対する脆弱性を分析・評価するとともに、評価を踏まえ推進すべき施策及び事業を明らかにして策定事務を進めものとする。

脆弱性の評価は、国土強靱化に関する施策を策定し、効果的・効率的に推進していく上で必要不可欠なプロセス(基本法第 9 条第 5 項)とされており、国や道の計画においても脆弱性の評価を踏まえた施策の推進方策が示されている。

このため、本町においても国や道が実施した脆弱性評価の手法を参考として施策検討を行い、計画の策定に資するものとする。

【脆弱性の評価を通じた施策検討の流れ】



第2章 脆弱性の評価

2-1 対象とするリスク

2-1-1 想定するリスクの考え方

南富良野町地域強靱化計画の対象となるリスクは、自然災害のみならず、大規模事故など幅広い事象が想定されるが、「北海道強靱化計画」が首都直下地震や南海トラフ地震など、広域な範囲に甚大な被害をもたらす大規模自然災害を対象としていることなども踏まえ、本計画においても大規模自然災害を対象とする。

また、大規模自然災害の範囲については、目標(1)に掲げる「町民の生命・財産と南富良野町の社会経済システムを守る」という観点から、南富良野町に甚大な被害をもたらすと想定される自然災害全般とし、さらに、目標(2)の目標設定の経緯に付記した「国・北海道全体の強靱化に貢献する」という観点から、町外における大規模自然災害についても、南富良野町として対応すべきリスクの対象とする。

本計画で想定する主な自然災害リスクについて、過去の被害状況や発生確率、被害想定など災害事象ごとの概略を以下に提示する。

2-1-2 南富良野町における自然災害リスク

① 地震・津波

- 太平洋沖における海溝型地震(日本海溝・千島海溝型地震)
 - ・根室沖における 30 年以内に M7.8~8.5 程度の地震発生確率は、80%程度
(2024 年 地震調査研究推進本部長期評価)
- 内陸型地震(2024 年 地震調査研究推進本部 HP)
 - ・道内の主要活断層は 13 箇所
 - ・富良野断層(全国どこでも起こりえる M6 クラスの直下型地震)
- 過去の被害状況
 - ・北海道南西沖地震(1993 年)M7.8、最大震度 6(推定)
最大遡上高 30m 以上、死者・行方不明者 229 人
 - ・十勝沖地震(2003 年)・・・M8.0、最大震度 6 弱、最大津波高 2.55m
死者・行方不明者 2 人
 - ・北海道胆振東部地震(2018 年)M6.7、最大震度 7、死者 44 人

② 火山噴火

- 常時観測火山(9 火山)*全国 47 火山
 - ・本町近傍の活火山(十勝岳、大雪山)
 - ※十勝岳については、直近の噴火(1989)年から約 30 年が経過
 - ・その他の道内の活火山(雌阿寒岳、樽前山、有珠山、駒ヶ岳、アトサヌプリ、恵山、倶多楽)

○過去の被害状況

- ・1900年以降、十勝岳、有珠山、駒ヶ岳で泥流や火砕流に伴う死者が発生
- ・2000年の有珠山噴火では、避難者数1.6万人

③ 豪雨/暴風雨/竜巻

○北海道の被害状況

- ・過去30年の台風接近数は、年平均1.7個(全国平均約3個)と比較的少ないが、これまでも1981年の低気圧前線と台風による大水害をはじめ、前線性降雨や台風による浸水被害等が道内各所で発生しており、また、近年においては、集中豪雨による災害が頻繁に発生
- ・1991年から2013年の間に、70の竜巻、突風によって、死傷者や住宅損壊などの被害が発生(2006年、佐呂間町で発生した竜巻では、9名の死者が発生)
- ・2016年8月、北海道に3個の台風が上陸した後、台風10号が近接し、石狩川等の流域では国管理区間の4河川で堤防が決壊し、5河川で氾濫が発生するとともに、北海道管理河川においても5河川で堤防が決壊し、79河川で氾濫が発生。死者・行方不明者6名、重軽傷者15名の人的被害があったほか、住家の被害は、全半壊126棟、一部損壊963棟、床上・床下浸水は1,262棟に及んだ。(出典：北海道開発局「平成28年8月北海道大雨激甚災害を踏まえた水防災対策検討委員会」)

○本町に被害

- ・上記2016年8月の台風においては、本町のルーマオン・ソラプチ川の串内観測所(南富良野町落合)で3日間累計雨量が515ミルを超え、空知川の幾寅築堤が決壊して甚大な浸水被害が発生した。

④ 豪雪/暴風雪

- 寒冷多雪地域である北海道では、大雪や雪崩、吹雪による交通障害、家屋の倒壊、人的被害が頻繁に発生
- 2013年には、道東を中心とした暴風雪により、9名の死者が発生

2-1-3 町外(道外)における主な自然災害リスク

① 首都直下地震

- 発生確率・・・M7.3程度、30年以内に70%
- 被害想定・・・死者2.3万人、負傷者12.3万人、避難者720万人、建物全壊61万棟、経済被害95.3兆円、被害範囲1都8県

② 南海トラフ地震

- 発生確率・・・M8~9以上、30年以内に70~80%
- 被害想定・・・死者23.1万人、負傷者52.5万人、避難者880万人、建物全壊209.4万棟、経済被害213.7兆円、被災範囲40都府県(関東、北陸以西)

表 2-1 南富良野町の災害記録(2000 年以降)

年月日	種類	概要
明治 40 年 5 月 12 日	山火事	落合地区において発生
明治 44 年 5 月 23 日	山火事	幾寅地区において発生
大正 8 年	山火事	1 週間燃え続け、民有林、官林焼失
大正 11 年 6 月 27 日	霜	農作物
大正 11 年 8 月 24 日 ～25 日	台風	空知川上流大水害、住宅、農作物、家畜、木材等流失、道路、橋梁、鉄道破損する被害を受ける。
大正 12 年 7 月	霜	幾寅地区、農作物に大被害を受ける。
大正 12 年 9 月	水害	空知川上流大水害
昭和 29 年 9 月 26 日	台風	森林倒木による大被害
昭和 36 年 7 月 26 日	大雨	住宅(流失 1 戸、床上浸水 9 戸、床下浸水 9 戸)、田畑(流失埋没 77.1 ha、冠水 45.1 ha)、道路決壊 8 箇所・堤防決壊 1 箇所、橋梁流失 3 箇所、橋梁破損 3 箇所、甚大なる被害を受ける。
昭和 37 年 8 月 3 日 ～4 日	台風	住宅(流失 48 戸、全壊 9 戸、半壊 58 戸、床上浸水 212 戸、床下浸水 221 戸)、田畑(流失埋没 525.5 ha)、家畜流失(豚 5 頭、にわとり 63 羽)、道路決壊 31 箇所、橋梁流失破損 25 箇所、木材流失 1,500 石等、災害救助法の適用を受ける。
昭和 45 年 1 月 31 日	豪雪	北落合地区孤立約 60 戸、トマム地区鉄道建設作業所・串内作業所 70 人、中トマム作業所 15 人孤立、国道途絶による一般通行車両立ち往生約 50 人(開町依頼の豪雪)
昭和 47 年 2 月 27 日	豪雪	国道途絶による一般通行車両立ち往生約 120 人
昭和 48 年 6 月	雹、豪雨	下金山、幾寅地区に降雹・豪雨により農作物に被害を受ける。
昭和 50 年 3 月 21 日	豪雪	国道途絶による一般通行車両立ち往生約 300 人
昭和 50 年 8 月 23 日	台風	台風 6 号猛威ふるう。 床上浸水 1 戸、床下浸水 10 戸、非住家被害 1 戸、畑流失埋没 0.3 ha、河川決壊 6 箇所、道路決壊 3 箇所、簡易水道被害 1 箇所
昭和 56 年 8 月 5 日	集中豪雨	床上浸水 1 戸、床下浸水 2 戸、農業被害 119.33 ha、土木被害〔市町村工事(道路 11、橋梁 3)〕、橋梁 3、沢土砂流失等 5、ニジマス種苗施設 1(被害甚大)

表 2-2 南富良野町の災害記録(2000 年以降)

年月日	種類	概要
昭和 56 年 8 月 23 日	台風	住家一部破損 46 世帯 127 名 非住家被害、半壊 201 件 農作物(畑)101 ha、文教施設 2 被害総額 1,446,280 千円
平成 10 年 8 月 28 日 ～29 日	大雨	農業被害(畑)6.1 ha、排水路 6 土木被害(河川 1、道路 3、橋梁 1) 被害総額 88,330 千円
平成 13 年 9 月 10 日 ～12 日	大雨	床下浸水 10 戸、農業被害(田・畑)76.2 ha、土木被害 (河川 5、道路 7、橋梁 2、法面崩壊 2) 被害総額 104,130 千円
平成 19 年 1 月 7 日	風雪害	降雪 60 cm を越える大雪と暴風により、町内全域にわたる停電 (午前 5 時 30 分頃～午後 9 時頃 約 15 時間)が発生成人 式、カーリング選手権の運営や日常生活に影響 独居老人宅への職員訪問、福祉施設の暖房確保等の災害対 策を実施
平成 25 年 10 月 16 日 ～18 日	風雪害	断続的な降雪及び強風により、倒木、停電等の被害が発生 停電被害 1,489 世帯(約 3 時間～約 45 時間) 避難者計 123 名 農業被害 ハウス 27 棟、林業被害 倒木 138 件 405ha 等 被害総額 44,367 千円
平成 28 年 8 月 29 日 ～31 日	台風 豪雨	台風 10 号の大雨に伴う空知川堤防の決壊等により、幾寅地区 を中心とした浸水被害等が発生 住宅被害 一部損壊 12 戸、床上浸水 94 戸、床下浸水 115 戸 農業被害 農地 110 ha、農作物 276.3ha 土木被害 河川 1、道路 13、橋梁 3 被害総額 6,215,547 千円
平成 30 年 9 月 6 日 ～7 日	地震 停電	胆振東部地震に伴う道内全域停電が発生 商工業者被害 28 件、農業被害 4 件、断水被害 50 戸 被害総額 22,538 千円
令和 3 年 2 月 16 日 ～17 日	暴風雪	暴風雪の影響により道東自動車道(占冠～十勝清水間)や 道道 136 号線が相次いで通行止めとなり、国道 38 号線狩勝 峠では多重衝突事故が発生し通行止めとなった 町内 2 箇所に避難所を開設 避難者 42 名
令和 4 年 8 月 16 日	大雨	発達した低気圧の影響により道内各地で大雨が降り続く 金山ダムへの流入量が既往 5 番目を記録 農業被害 農地 2.2 ha、林道被害 1 箇所) 土木被害(道路 14 路線) 被害総額 8,830 千円
令和 4 年 12 月 12 日	大雪	発達した低気圧の影響で上川地方を中心に湿った雪が断続的 に強まり局地的に大雪となった 国道 38 号線(狩勝峠)、道道 1117 号線が通行止めとなり、 一般通行車両立ち往生約 100 人

出典：南富良野町地域防災計画(2024 年 7 月改訂)

2-2 最悪の事態の設定

2-2-1 本町のリスクシナリオ「起きてはならない最悪の事態」の設定

国の基本計画や北海道強靱化計画で設定されている「事前に備えるべき目標」、及び「起きてはならない最悪の事態」をもとに、積雪寒冷など南富良野町の地域特性等を踏まえるとともに、施策の重複などを勘案し、「最悪の事態」区分の整理・統合・絞り込み等を行い、南富良野町の脆弱性評価の前提となるリスクシナリオとして、7つのカテゴリと23の「起きてはならない最悪の事態」を設定した。

表 2-3 リスクシナリオ「起きてはならない最悪の事態」

カテゴリ		起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)	
1	人命の保護	1-1	地震等による建築物等の大規模倒壊や火災に伴う死傷者の発生
		1-2	火山(十勝岳)の噴火による近隣自治体からの広域避難者の発生
		1-3	土砂災害による死傷者の発生
		1-4	異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水
		1-5	金山ダムの決壊又は異常洪水時防災操作による下流域地区の浸水等
		1-6	暴風雪及び豪雪による交通途絶等に伴う死傷者の発生
		1-7	積雪寒冷を想定した避難体制等の未整備による被害の拡大
		1-8	情報伝達の不備・途絶等による死傷者の拡大
2	救助・救急活動等の迅速な実施	2-1	被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止
		2-2	消防、警察、自衛隊等の被災等による救助・救急活動の停滞
		2-3	被災地における医療・福祉機能等の麻痺
3	行政機能の確保	3-1	町内における行政機能の大幅な低下
		3-2	道内外における行政機能の大幅な低下
4	ライフラインの確保	4-1	長期的または広範囲なエネルギー供給の停止
		4-2	食料の安定供給の停滞
		4-3	上下水道等の長期間にわたる機能停止
		4-4	町外との基幹交通及び地域交通ネットワークの機能停止
5	経済活動の機能維持	5-1	長期的または広範囲なサプライチェーンの寸断や中枢機能の麻痺等による企業活動等の停滞
		5-2	町内外における物流機能等の大幅な低下
6	二次災害の抑制	6-1	火山(十勝岳)噴火に伴う大規模山林火災等の発生による被害の拡大
		6-2	農地・森林等の荒廃による被害の拡大
7	迅速な復旧・復興等	7-1	災害廃棄物の処理の停滞による復旧・復興の大幅な遅れ
		7-2	復旧・復興等を担う人材の絶対的不足

2-3 評価結果

前項で定めた 23 の「起きてはならない最悪の事態」ごとに、関連する現行の施策の推進状況や課題等を整理し、事態の回避に向けた現行施策の対応力について分析・評価を行い、脆弱性評価の結果を 7 つのカテゴリーごとに取りまとめた。評価結果のポイントは以下のとおりである。

2-3-1 カテゴリー 1 / 人命の保護

事態1-1 地震等による建築物等の大規模倒壊や火災に伴う死傷者の発生

(住宅・建築物等の耐震化等)

- 住宅・建築物等の耐震化率は、約 7 割(H31年)となっている。法改正により一定規模の建築物に対する耐震診断が義務づけられたことなども踏まえ、国の支援制度等を有効活用し、耐震化の促進を図る必要がある。特に、住宅などについては、早急な耐震診断の実施や診断結果に基づく必要な耐震化整備を進める必要がある。
- 小中学校(100%(H30))、医療施設(75%(H31))、社会福祉施設(100%(H31))、社会体育施設(75%(H30))などの不特定多数が集まる施設の耐震化は進捗途上にあり、これらの施設は、災害時に避難場所や救護用施設として利用されることもあることから、天井の脱落対策等も含め、耐震化の一層の促進を図る必要がある。
- 町内に存在する町有の遊休施設等のうち、再利用可能な物件については、改修・修繕を積極的に推進し、有効活用に努める必要がある。
- 住宅・建築物の耐震化に加え、町民にとって重要なライフラインのひとつである上下水道施設(管路を含む)の耐震化を進める必要がある。

(建築物等の老朽化対策)

- 公共建築物の老朽化対策については、維持管理や保守、更新等、必要な取組を進めているが、今後、更新時期を迎える建築物が多数見込まれることから、「南富良野町公営住宅長寿命化計画」及び「南富良野町教育施設長寿命化計画」に沿った維持管理等を適切に行う必要がある。
- 市街地等における既存建築物の老朽化に伴う不燃化、耐火建築物への建替えについては、今後も引き続き事業計画に沿った取組が求められる。
- 町の公営住宅の約6割は築後30年以上が経過しており、膨大な老朽ストックの計画的な建替え、修繕等を実施する必要がある。
- 町内に存在する、特定空き家(家主が不在、かつ長年にわたり放置され、崩壊等の危険性がある空き家)については、町として努めて速やかな取り壊しを進めるとともに、町営住宅等の整備等、取り壊し後の土地の有効活用に努める必要がある。

(福祉避難所を含む避難場所の拡充指定及び機能設備の整備・充実)

- 要介護高齢者、障がい者、妊産婦、乳幼児、アレルギー等の慢性疾患を有する者、外国人等や在宅者への支援も視野に入れた福祉避難所等を拡充するとともに、各施設内の設備の充実を図る必要がある。
- 新型・既存型の各種感染症の発生や蔓延に備え、避難所における避難者の過密抑制など、感染症対策を前提とした避難所の開設・運営に努めるとともに、既存の避難所における収容可能人数の減少に対応するため、使用可能な施設や必要な場合にはホテルや旅館等の活用を含めて検討し、避難者を収容する体制を整備する必要がある。
- 食料・飲料水、毛布等の生活必需品は避難生活に不可欠であることから、災害が発生した場合に直ちにこれを提供できるよう、備蓄の推進、他の自治体との災害援助協定の締結、企業団体等との物資供給協定の締結、物資搬送体制の構築等も図り、さらに、救援用物資集積基地の設置を図る必要がある。

(緊急輸送道路等の整備)

- 救援活動等に必要緊急輸送道路や避難路について、国や道と連携を図り整備を推進する必要がある。特に、金山地区と幾寅地区にわたる、かなやま湖畔沿いの道道465号(金山幾寅停車場線)及び町道(鹿越線)は、国道38号及び国道237号から帯広・日高方面に向かう際の迂回路となる道路であり、かなやま湖を横断する鹿越大橋の補強・拡幅も含めた整備を図る必要がある。
また、被災時において、避難や救助を円滑かつ迅速に行うため、緊急輸送道路等の沿道建築物の耐震化や無電柱化を推進する必要がある。

(防火対策・火災予防)

- 火災の未然防止や被害低減を図るため、引き続き関係機関が連携した火災予防に関する啓発活動や防火設備の設置促進、危険物施設の安全確保などの取組を推進する必要がある。

【現 状】

項 目	現 状 値 (達 成 率)
住宅の耐震化率	72%(H31)
多数の者が利用する建築物の耐震化率	
公立小中学校の耐震化率	100%(H30)
医療施設の耐震化率	75%(H31)
社会体育施設の耐震化率	75%(H30)
指定緊急避難場所及び指定避難所の指定状況	12カ所指定(R3)
福祉避難所の指定状況	1カ所指定
市街地等の幹線道路の無電柱化率	なし(0%)
公営住宅の30年経過棟数及び戸数	棟数：75棟(74%) 戸数：177戸(60%)

事態1-2 火山(十勝岳)の噴火による近隣自治体からの広域避難者の発生

(十勝岳の噴火に伴う広域避難者受入施設の確保)

○十勝岳において、大規模な噴火が発生した場合には、周辺自治体の被災状況により、町外からの避難者(広域避難者)を受け入れることが想定される。

このため、本町においては、これに迅速に対応できるよう、受入施設の確保等の体制を整備するとともに、被災した市町村から応援要請があった場合は、要請内容に基づき、被災状況を勘案しながら速やかに広域避難者の受け入れを実施する必要がある。

【現 状】

項 目	現 状 値 (達 成 率)
町内の指定避難所数及び収容可能人数	避難所数：12カ所 収容可能人数：1,841名
住居として提供可能な建物	約30戸

事態1-3 土砂災害による死傷者の発生

(警戒避難体制の整備等)

○土砂災害警戒区域については、国・道との連携のもと、必要な調査を行うとともに、区域の指定を推進する必要がある。

また、警戒区域のハザードマップ作成・更新など警戒避難体制の整備を促進する必要がある。

(砂防施設等の整備、老朽化対策)

○土砂災害のおそれがある箇所を対象に順次、国及び道が実施している砂防施設や急傾斜地崩壊防止施設等の整備を進めているが、国の施策等の効果的な活用を図りながら、緊急性の高いものから重点的に整備を進めるよう要望する必要がある。

○山地災害危険地区を対象に治山施設整備と森林の維持造成を進めているが、進捗途上にあり、一層の推進が求められる。

○今後、既存の砂防・治山施設の老朽化が進むことから、施設の長寿命化の取組を進めるほか、適切な維持管理や計画的な更新等を行う必要がある。

【現 状】

項 目	現 状 値 (達 成 率)
土砂災害警戒区域の指定に必要な基礎調査の実施	
土砂災害から保全される人家戸数(道施工)	
周辺森林の山地災害防止機能等が適切に発揮される集落	

事態1-4 異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水

(洪水ハザードマップの更新等と訓練)

- 本町では、国や道の浸水想定区域図を基に洪水ハザードマップを作成、公表し防災訓練等を実施しているが、今後とも、関係機関と連携し、浸水想定区域図の充実と一層の活用を図る。
- 内水ハザードマップについては、国や道の基礎資料作成と連携し、作成についても促進する必要がある。
- 大規模災害が発生することを前提として、平常時から本町や国・道等の関係機関が共通の時間軸(タイムライン)に沿った具体的な対応を協議し、災害時にはそれを実践していくため、本町においては「南富良野町水害タイムライン」を活用した訓練が必要である。

(河川改修等の治水対策)

- 国、道、本町では、それぞれの管理河川において、洪水を安全に流下させるための河道の掘削、築堤などの治水対策を行ってきたが、進捗途上であり、近年浸水被害を受けた水位周知河川に加え、住宅地を流れる小河川等の改修を重点化するなど、今後一層の効率的、効果的な整備を進める必要がある。
- ゲリラ豪雨などの大雨による内水浸水被害を軽減するため、排水ポンプ場や雨水管渠などの下水道施設の整備を進める必要がある。

(河川管理施設の老朽化対策)

- 樋門・樋管、排水機場等の河川管理施設については、これまでに策定した長寿命化計画等に基づき、老朽施設の修繕等を計画的に行っているが、施設設置後の計画年数により老朽施設が急増している状況にあることから、長寿命化対策の一層の推進を図るなど、優先順位を考慮した計画的な老朽化対策や施設の適切な維持管理を行う必要がある。

【現 状】

項 目	現 状 値 (達 成 率)
洪水ハザードマップの作成	作成/平成29年10月 改定/令和4年3月(100%)
内水ハザードマップの作成	未作成(0%)

事態1-5 金山ダムの決壊又は緊急放流による下流域地区の浸水等

(ダムの防災対策及び連絡体制の整備)

- ダムの決壊や緊急放流による下流域の被害発生を防止するとともに、大雨時のダムによる治水能力を向上するため、ダム本体の改修整備や管理用制御装置等の機器の修繕・更新を要望する必要がある。
また、ダムの決壊や緊急放流による災害発生切迫時において、町が避難情報の発令等を時機を失することなく実施できるよう、ダム管理機関と町との間における緊密な連絡体制を確保する必要がある。
- 被災による長期停電時においても、電力を確保し、適切なダム管理を行うための方策として、既存ダムへの管理用小水力発電の導入など、ダム管理機関に対し、幅広い視点からの検討を要望する必要がある。

【現 状】

項 目	現 状 値 (達 成 率)
ダム管理事務所と役場間のホットライン	未整備(0%)

事態1-6 暴風雪及び豪雪による交通途絶等に伴う死傷者の発生

(暴風雪時における道路管理体制)

○道では、暴風雪による特殊通行規制や早期の通行規制解除などを目的とした優先確保ルートの設定・運用を行っているが、本町においても、通行規制時の迅速な情報伝達に取り組むなど、適切な道路管理体制を強化する必要がある。

(防雪施設の整備)

○各道路管理者(国、道、本町)においては、道路防災総点検を踏まえた要対策箇所を中心に、防電柵や雪崩予防柵など必要な防雪施設の整備を重点的に進めているが、必要箇所への対策は進捗途上にあるとともに、今後、気象条件の変化により新たな対策が必要な箇所が生じる可能性もあることから、今後一層の効果的な整備を進めていく必要がある。

(除雪体制の確保)

○各道路管理者(国、道、本町)において管理道路の除排雪事業を進めているほか、豪雪等の異常気象時には、各管理者による情報共有や相互連携を強化するなど、円滑な除雪体制の確保に努めているが、各管理者における財政事情、除雪作業を請け負う事業者の経営環境の悪化、除雪機械の老朽化など、安定的な除雪体制を確保する上で多くの課題を抱えており、これらの課題を踏まえた総合的な対策が必要である。

(公共交通利用者、道路利用者等の一時受入・退避施設等の整備)

○暴風雪に伴う、公共交通機関の運行停止による利用者の足止め、幹線道路等の通行止等による通行車両の立ち往生・孤立等、北海道の冬の厳しい自然条件に起因する災害の発生に備え、公共交通や道路利用者などを対象とした一時受入施設(※1)や車両ごと一時待避できる路傍施設(※2)の整備とその周知・啓発などの取組を進める必要がある。

※1 例) トレーラーハウス、トイレカーなどを活用し、設置・管理・運営等の面で柔軟な運用が可能な施設

※2 大型トラックやセミ・トレーラー車などの長大車も同時に複数台駐車可能な広さが必要

【現 状】

項 目	現 状 値 (達 成 率)
道路防災総点検における防雪に関する道路の要対策箇所の対策	
既存(町有)の一時受入施設 町保有・管理のトレーラーハウス等	R38：保健福祉センター R237：金山地区体育館 なし(0%)
車両一時退避場所	道の駅「みなみふらの」、 R38：三の山峠北側及び落合駅西1km、 R237：金山峠北側に、大型車待避可能スペース有り

事態1-7 積雪寒冷を想定した避難体制等の未整備による被害の拡大

(積雪寒冷による避難困難者への対策)

- 冬季に災害が発生した場合に積雪寒冷により避難所への移動が困難な被災者を支援する対策が必要であり、支援車両の整備などの取組を進める必要がある。

(積雪寒冷を想定した避難所等の対策)

- 積雪や低温など冬の厳しい自然条件を踏まえ、暖房器具の備蓄整備など避難所における防寒対策をさらに充実するとともに、水道凍結時でも使用可能なトイレの備蓄や温かい食事を提供できる体制の構築を図る必要がある。

【現 状】

項 目	現 状 値 (達 成 率)
防寒備蓄資機材	毛布×400枚、オイルヒーター×18台、発電機×17台、ポータブルストーブ×23台

事態1-8 情報伝達の不備・途絶等による死傷者の拡大

(関係行政機関相互の連絡体制の整備及び情報の共有化)

- 現在、道においては各種訓練・会議等を通じて、関係行政機関の防災街報の共有化等が進められている。本町としても、被害軽減や迅速な応急・救助活動に不可欠な関係機関相互の連絡体制を強化する必要がある。
- 迅速かつ円滑な災害対策を実施するため、国や道が中心となり、監視カメラ画像、雨量・水位、通行止め情報をリアルタイムで共有する防災情報共有システムの整備が進められ、市町村及び関係機関間で防災情報を共有している。本町としても、同システムへの参画を促進するとともに、老朽施設の更新や未整備箇所の整備など同システムの機能強化を図る必要がある。
- 北海道では防災気象情報や避難情報などの災害情報について、北海道消防防災情報システムをLアラートと連動させた運用により、市町村との情報共有を図り、住民等へ伝達しているが、今後、より迅速で確実な情報伝達を行うため、本町としても災害通信訓練等を通じ、システムの運用をはじめとした情報伝達要領への習熟を図る必要がある。
- 北海道地域防災計画の見直しにより、大規模災害時においては、防災関係機関が道の災害対策本部に招集し、情報の共有を図ることとしている。本町としても、防災訓練などを通じ、情報収集・共有等に関する防災関係機関との連携強化を図っていく必要がある。

(自主防災組織の結成)

- 地域防災力の向上のため、自主防災組織結成の推進を図るとともに、道の「地域防災マスター制度」などの活用により人材を育成して、組織の強化を図る必要がある。

(住民等への伝達体制の強化)

- 住民の人命保護のため、道の「避難指示等の判断・伝達マニュアル」を踏まえ、本町における避難指示等の発令基準を設ける必要がある。
- 災害時における住民安否情報の確認のため、国が改修を予定している国民保護法に基づく安否情報システムの有効活用も含め、災害時の安否情報を効果的に収集・提供するための体制を構築する必要がある。
- 住民への災害情報の伝達に必要な防災行政無線(自営無線網+携帯網)や緊急速報メールなどの整備を促進するとともに、「Lアラート(災害情報共有システム)」の適切な運用、更にはライティング防災アラートシステムなど、住民の視聴覚全てに訴えた多様な方法による災害情報の伝達体制を整備する必要がある。
- テレビやラジオなど既存メディアの中断や携帯電話の障害時においても、住民へ防災情報を確実に提供するため、避難所等に公衆無線LAN等の機能を備えた防災情報ステーションを整備するなど、災害情報提供の耐災害性を向上する必要がある。
- 災害時の円滑な交通確保のため、車両に交通情報を提供するための設備(光ビーコン、交通情報板等)や停電による信号機の機能停止を防止する信号機電源付加装置の整備が進められている。
本町内においても、老朽設備が存在する場合には、関係機関との連携のもと、更新等を計画的に推進する必要がある。
- 災害発生時において、観光客の安全を確保し、適切に保護するため、迅速かつ正確な情報提供や避難誘導など、災害から観光客を守る受入体制の整備が必要である。
特に、外国人観光客については、災害情報の伝達手段が十分に整備されていない状況にあり、本町を訪れる多数の外国人観光客の安全・安心を確保するためにも、国や道との連携のもと、外国人向け災害情報の伝達体制を強化する必要がある。
- 災害発生時の避難等に支援を要する要介護高齢者や障がい者などに対する避難誘導などの支援が適切に行えるよう、避難行動要支援者名簿を適時に更新して活用するとともに、福祉施設等ごとの具体的な避難方法等をまとめた個別の避難確保計画の策定を促進する必要がある。
また、在宅の要配慮者については、本人の状態、居住環境等を勘案の上、緊急連絡先、避難支援者、避難要領等を明記した個別避難計画を策定・保持する必要がある。

(防災教育の推進)

- 防災教育の推進に向けては、住民、企業、団体、小中学校、高校、関係機関、NPOなどと連携し、多様な担い手の育成を図るとともに、「ほっかいどう防災教育ネットワーク」への参画などにより、構成員のノウハウ等を活かした連携・協働の促進を図る必要がある。
- 学校教育においては、防災教育啓発資料の配付や「一日防災学校」等の体験型防災教育などを通じ、学校関係者及び児童生徒の防災意識の向上に向けた取組を進めているが、今後、地域・学校の実情に応じた実践的な避難訓練や厳冬期を想定した教育の実施など、一層の効果的な取組を行う必要がある。

(災害時における行政機関相互の通信手段の確保)

- 災害時の行政間の通信回線を確保するため、道との連携のもと、総合行政情報ネットワークについて、通信基盤の計画的な更新が必要である。
- 被災による有線電話や携帯電話など有線系統の通信不能時においても、情報伝達が可能となるよう、道との連携のもと、衛星携帯電話の整備を促進する必要がある。

【現 状】

項 目	現 状 値 (達 成 率)
自主防災組織活動カバー率	未整備(0%)
避難指示等に係る具体的な発令基準の策定	策定済(100%)
南富良野町個別避難計画の策定	策定済(100%) ※随時更新中
防災訓練等の実施	町民：毎年度2地区 学校：毎年度防災学習 行政：冬季避難所運営実地検証(R6.2)

2-3-2 カテゴリー2 / 救助・救急活動等の迅速な実施

事態2-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止

(非常用物資の備蓄促進)

- 地域間連携による応急物資の迅速な調達を図るため、「地域防災備蓄整備方針」の策定を進め、上川総合振興局域内での備蓄・調達体制を強化するとともに、上川総合振興局を越えた広域での応援体制の整備を推進する必要がある。
- 家庭や企業等においては、被害想定や冬期間の対応などを想定し、3日分(できれば7日分)の備蓄が奨励されていることから、自発的な備蓄を促進するため、引き続き啓発活動に取り組む必要がある。
- 財政負担の軽減にも配慮しながら、町民や帰宅困難者に対する非常時物資の備蓄体制の強化に向けた取組を促進する必要がある。

(支援物資の供給等に係る連携体制の整備)

- 本町は、地域防災計画に基づき、物資供給をはじめ医療、救助・救援、帰宅支援など災害時の応急対策に必要な各分野において、道、周辺市町村、民間企業・団体等との間で応援協定を締結しているが、災害時において、これらの協定の効率的な活動を確保するためにも、対象業務の拡大など協定内容の見直しを適宜行うとともに、協定相手方も含めた防災訓練の実施や意見交換会の開催など平素からの連携を積極的に行う必要がある。
- 東日本大震災におけるNPOやボランティアの活動実態などを踏まえ、関係機関と連携したボランティア等の受入体制整備と防災知識等を有するボランティアの育成を促進する必要がある。

(支援物資の供給等の基盤となる総合的な広域防災拠点の整備)

- 本町は、地理的に北海道の中央部に位置し、道内においては道北・道央と道東を結ぶ交通上の要点にある。近い将来、高い確率での発生が予想される日本海溝・千島海溝型巨大地震や札幌直下型地震等、道内で大規模な災害が発生した場合においては、道東や道央方面に対する迅速な救援等の災害対策が求められることから、北海道の強靱化に貢献すべき本町の役割を果たすため、応急対策活動の前方支援基盤、救援物資輸送の中継基盤、復旧活動の集結基盤等としての機能を併せ持つ、総合的な広域防災拠点を整備する必要がある。
- また、当該拠点が具備すべき、食料をはじめとした物資の備蓄・集積・配送機能は、道外で大規模災害が発生した場合における救援物資の発進拠点としての役割を担い、国全体の強靱化への寄与が期待できる。
- このため、総合的な広域防災拠点の役割や施設整備のあり方について、既存施設の活用や平常時における各施設の利活用の要領も含め、防災関係機関等と連携の下、多角的に検討する必要がある。

【現 状】

項 目	現 状 値 (達 成 率)
広域防災拠点の整備	未整備(0%) ※R8に河川防災ステーションを整備予定(機能は限定的)

事態2-2 消防、警察、自衛隊等の被災等による救助・救急活動の停滞

(合同訓練など関係行政機関の連携体制整備)

○防災計画等の見直しや内容の深化、総合防災訓練の機会などを通じ、北海道、消防、警察、自衛隊など関係機関相互の連携体制を強化し、災害対応の実効性を高めていく必要がある。

また、本町内での自衛隊の生地訓練の誘致を積極的に推進し、災害救援担当部隊等による実地・実践的な訓練の実施を通じ、災害発生時における即応性と救援活動の実効性の向上を図る必要がある。

(自衛隊体制の維持・拡充)

○大規模災害発生時の応急対策活動において重要な役割を果たす自衛隊の部隊規模や体制を維持することは、本町はもとより、国や北海道全体の強靱化に直結することから、道や近隣自治体と一体となって組織体制や訓練基盤等の維持・拡充に関する働きかけ等を推進するとともに、自衛官の募集・援護業務への積極的な協力が必要である。

(被災地の近傍地域における自衛隊の運用基盤の確保)

○大規模災害発生時、迅速に被災地に進出して情報収集や人命救助等の救援活動に当たる自衛隊の部隊には、現地の運用基盤が不可欠である。

特に、十勝岳における噴火災害への対処に当たっては、住民の救助や安全確保とともに、噴火状況の継続的な監視等のため、火口周辺の情報収集が重要、かつ不可欠だが、その有力な手段の一つが航空機による上空からの監視であり、近年においては無人機による情報収集が一般的なものになりつつある。

このため、情報収集や監視に当たる無人機を運用するための基盤となる場所(施設)を被災地近傍の適切な地域に確保する必要がある。

【現 状】

項 目	現 状 値 (達 成 率)
自衛隊による生地訓練実績	町内の施設を使用した渡河訓練、漕舟訓練、スキー訓練、行進訓練、空中消火訓練等を実施 (訓練実績：H29年度～ 夏季・冬季 延べ398日、6,320名)

事態2-3 被災地における医療・福祉機能等の麻痺

(災害時における福祉的支援)

- 災害時における福祉避難所等での必要な人材を確保するため、道や周辺自治体と連携し、福祉関係団体や関係法人との協力体制の構築、福祉避難所への人的支援の促進を図る必要がある。

(防疫対策)

- 災害発生時においては、町としての速やかな感染症予防対策が重要であり、また、災害時における感染症の発生やまん延を防止するには、平素から定期的予防接種を対象者が適切に受けることができる体制を継続するとともに、避難所等における衛生管理に取り組む必要がある。
- 平素から感染症のまん延防止を図るため、保健所の検査体制の整備推進を要望する必要がある。

【現 状】

項 目	現 状 値 (達 成 率)

2-3-3 カテゴリ-3 / 行政機能の確保

事態3-1 町内における行政機能の大幅な低下

(災害対策本部機能の強化)

- 社会経済情勢や自然環境など変化に対応し、地域防災計画の見直しや業務継続計画、災害時受援計画の作成策定などを通じ、本町の災害対策本部機能の強化を図る必要がある。
- 町の災害対策本部の的確かつ円滑な運営のため、適切な組織体制を構成するとともに、対策活動の検討や関係機関との調整に当たっては地域防災マネージャー等の専門家を最大限に活用する必要がある。
また、災害対策本部の運営に必要な資機材の整備を推進するとともに、本部に配備される職員を対象とした運営訓練を定期的に行うなど、ハードとソフト両面からの体制整備とスキル向上を図る必要がある。
- 地域の防災力・水防力の維持・強化には、地域住民の消防団活動の理解と活動への参加促進を図る必要がある。
- 大規模災害発生時においても、災害応急対応や復旧対応など防災拠点としての業務を継続するため、庁舎等の行政施設の耐震化を図る必要がある。

(町の業務継続体制の整備)

- 町行政の業務継続のため、町の業務全体を対象とした業務継続体制を整備する必要がある。

(IT部門における業務継続体制の整備)

- 町の業務遂行の重要な手段として利用されているIT機器や情報通信ネットワークの被災に備え、町におけるIT部門の業務継続計画(IT-BCP)の策定を促進する必要がある。

【現 状】

項 目	現 状 値 (達 成 率)
庁舎の耐震化率	50%(H31)
消防署所の耐震化率	0%(H31)
災害対策本部機能の強化	災害時受援計画策定済(R4.6)(100%)
業務継続体制の整備	業務継続計画策定済(R2.5)(100%)
地域防災マネージャー制度の活用	1名(1自治体基準数)を採用中(100%)

事態3-2 道内外における行政機能の大幅な低下

(道内の災害対策本部機能のバックアップ)

○道内外の他自治体において大規模災害が発生した場合には、要請に応じ、当該自治体等の災害対策本部等に応援職員を派遣できるよう、各職員が有する専門的な知識・技能及び他自治体への災害派遣や出向・研修などの経験を平素から把握して管理するとともに、職員の知識・技能の習得やスキルを向上させるための研修制度を整備する必要がある。

【現 状】

項 目	現 状 値 (達 成 率)
他自治体研修・出向経験職員	3名(4%)
専門的な知識・技能を有する職員	6名(8%) 防災部署経験者 (地域防災マネージャーを含む)
災害派遣経験職員	4名(5%) 保健師2名、保育士1名 地域防災マネージャー1名

2-3-4 カテゴリー4 / ライフラインの確保

事態4-1 長期的または広範囲なエネルギー供給の停止

(再生可能エネルギーの導入拡大)

- 災害により系統電源が途絶えても生活や経済活動を維持するため、木質バイオマス・地中熱の利用拡大や他の再生可能エネルギーの導入、エネルギーの地産地消など関連施策の推進を加速する必要がある。

(多様なエネルギー資源の活用)

- エネルギー構成の多様化を推進するため、自動車などへの天然ガス、LPガスの利用拡大など、多様なエネルギー資源の活用を促進するとともに、ガスコージェネレーションシステム、ガスヒートポンプ、ガス非常発電機などの導入促進にも留意する必要がある。

【現 状】

項 目	現 状 値 (達 成 率)
新エネルギー導入量(熱利用分野)	木質バイオマス(3カ所)、地中熱利用(2カ所)

事態4-2 食料の安定供給の停滞

(食料生産基盤の整備)

- 本町を含め、北海道の農業は、高い食料供給力を持っており、大規模災害により、その生産基盤が打撃を受けた場合、本道のみならず全国の食料供給に甚大な影響を及ぼすことが危惧される。
また、平時はもとより、道外での大規模災害時においても、被災地をはじめ全国への食料供給を安定的に行うという重要な役割を担うことが求められる。
こうした事態に備え、耐震化や老朽化対策などの防災・減災対策も含め、農地や農業水利施設等の生産基盤の整備を確実に推進する必要がある。

(農業の体質強化)

- 現在、本町の農業は、大変厳しい経営環境の中、担い手不足などの大きな課題を抱えており、災害発生時を含め、国全体の食料の安定供給に将来にわたって貢献をしていくためには、経営安定対策や担い手の育成確保など、農業の持続的な発展につながる取組を効果的に推進する必要がある。

(農畜産物及び加工品の販路拡大)

- 大災害時において食料の供給を安定的に行うためには、平時においても販路の開拓、拡大等により、一定の生産量を確保していくことが必要であり、食の高付加価値化などによる農畜産物の販路拡大の取組など、生産、加工、流通が一体となった取組を推進する必要がある。

(農産物の産地備蓄の推進)

- 不作時等の緊急時に備えるため、米などの主要穀物の備蓄を行っているが、災害時には米以外の農産物の供給も課題となることから、こうした事態に備え、雪氷冷熱等を利用した産地における農産物の長期貯蔵など、農産物の円滑な供給に資する取組を進める必要がある。

【現 状】

項 目	現 状 値 (達 成 率)
雪氷冷熱等を利用した農産物貯蔵施設の設置	なし(0%)

事態4-3 上下水道等の長期間にわたる機能停止

(水道施設の耐震化、老朽化対策等)

- 災害時においても給水機能を確保するため、配水池や貯留施設、浄水場など水道施設の耐震化や老朽化対策が進められているが、いずれも進捗途上にあり、引き続き上下水道耐震化計画に基づく確実な整備を促進する必要がある。

また、今後、更新期を迎える施設については、今後の水需要などを考慮した施設の更新や維持管理など老朽化対策を促進することが必要である。

(水道施設の防災機能の強化)

- 水道施設が地震などにより被災した場合に備え、水道事業者において緊急時の給水拠点の確保を図るため、耐震性貯水槽や緊急遮断弁、送水管の多重化などの施設整備や、水道事業者における応急給水体制の整備を進め、防災機能の強化を図る必要がある。

(下水道BCPの策定)

- 町が所管する下水道事業については、災害時に備え、業務継続計画(下水道BCP)の策定や適宜更新を図る必要がある。

(下水道施設等の耐震化、老朽化対策等)

- 地震時における下水道機能の確保のため、維持管理計画の策定、上下水道耐震化計画に基づく改修・更新等を進めていく必要がある。
- 浄化槽については、老朽化した単独浄化槽から災害に強い合併浄化槽への転換を促進する必要がある。

【現 状】

項 目	現 状 値 (達 成 率)
下水道BCP	網羅版を策定済(100%)
下水道ストックマネジメント計画	策定済(100%)
上下水道耐震化計画	策定済(100%)

事態 4 - 4 町外との基幹交通及び地域交通ネットワークの機能停止

(高規格幹線道路を軸とした道路ネットワークの整備)

- 大規模災害時に、被災地からの避難や被災地への物資供給、救援活動などを迅速に行うためには、広域交通の分断を回避し、防災拠点間を結ぶ移動の代替性を確保することが重要であり、高規格幹線道路と中心市街地をつなぐアクセス道路(道道1030号等)の整備のほか、地域間を連結する地域高規格道路(旭川十勝道路)や緊急輸送道等、交通路のリダンダント化及び避難路等のネットワーク化を進める必要がある。

(高規格幹線道路に接続する地域交通ネットワーク(迂回路)の整備)

- 本町の南部を横断する北海道横断自動車に接続する国道38号、国道237号、道道1030号石勝高原幾寅線は、道北・道央と道東を地域交通ネットワーク(迂回路)としての役割を果たすことから、災害に強い道路として整備を進め、機能の維持を図るよう要望する必要がある。



(道路施設の防災対策、耐震化、老朽化対策)

- 落石や岩盤崩落などの道路防災総点検の結果に基づき、要対策箇所について、順次、対策工を実施しているところであり、今後も、引き続き計画的な整備を行う必要がある。
- また、橋梁の耐震化についても、災害時に重要となる避難路上などの橋梁について、重点的に対策工を実施しており、引き続き計画的な整備を行う必要がある。
- 橋梁をはじめとした道路施設の老朽化対策については、計画的な更新を含めた適切な維持管理を実施する

必要がある。

- 農産物流通の向上など農業利用を目的に整備された農道については、農山村地域の生活道路として一般道と同様の機能を担っていることから、農道橋など農道施設の点検・診断を推進するとともに、点検結果に基づく機能保全対策を適切に推進する必要がある。

【現 状】

項 目	現 状 値 (達 成 率)
道路防災総点検における道路斜面等の要対策箇所	
道路橋の長寿命化修繕計画の策定	
農道橋を対象とした点検・診断の実施	

2-3-5 カテゴリー5 / 経済活動の機能維持

事態 5-1 サプライチェーンの寸断や中枢機能の麻痺等による企業活動等の停滞

(企業・生産拠点等の誘致によるリスク分散・活性化の推進)

- 東日本大震災以降、企業においては業務継続体制の再構築を進める中で、首都圏等に立地する本社機能の移転やサプライチェーンの多重化・分散化の動きが活発化しており、こうした潮流を踏まえ、リスク分散に適した本町の優位性を活かし、オフィスや生産拠点の本町への立地を促進するための取組を強化する必要がある。

【現 状】

項 目	現 状 値 (達 成 率)
本町に立地する企業・生産拠点等	ポテトチップス工場(シレラ)

事態 5-2 町内外における物流機能等の大幅な低下

(流通拠点の機能強化)

- 北海道の中央部に位置し、道内においては道北・道央・道東を結ぶ交通上の要点にある本町の地理的特性及び道路ネットワークを踏まえると、本町は物流機能の観点からも特定の方面に対する前方支援基盤、或いは中継基盤としての価値が高く、国や道全体の強靱化に貢献すべき役割を担うことができる。
このため、河川防災ステーションを拡充するとともに、道の駅「南ふらの」等とも連接・統合し、備蓄、集配、荷捌き、駐車・駐機機能などを有する総合的かつ空陸対応可能な広域流通拠点を整備する必要がある。

【現 状】

項 目	現 状 値 (達 成 率)
流通拠点等	道の駅「南ふらの」、J Aふらの集荷場

2-3-6 カテゴリー6 / 二次災害の抑制

事態6-1 火山(十勝岳)噴火に伴う大規模な山林火災等の発生による被害の拡大

(大規模な山林火災等に対処する防災関係機関の運用基盤となる拠点の整備)

○本町は十勝岳の南側約10 kmに位置し、十勝岳が噴火した場合には、町民に対する直接的な被害はないものの、降灰等による被害が予想されている。周辺自治体においては噴石、火砕流、泥流による直接的な被害のほか、噴火に起因する二次災害としての大規模山林火災の発生が危惧される。

こうした大規模山林火災の発生に際しては、ヘリコプター等による空中消火が有効かつ唯一の対処手段となる可能性があるが、本町にはヘリの取水源としてのかなやま湖があるのみならず、噴火中の十勝岳周辺域に対し落合地区からシーソラプチ川沿いに北上する地形・風向の上からも最良の空中進出経路が確保できる。

このため、十勝岳の大規模山林火災に対処する防災関係機関の運用基盤としても広域防災拠点の整備が必要である。

【現 状】

項 目	現 状 値 (達 成 率)
広域防災拠点	未整備(0%) ※R8河川防災ステーションを整備予定(機能は限定的)

事態6-2 農地・森林等の荒廃による被害の拡大

(森林の整備・保全)

○本町は約57,000ha(2015年農林業センサス)の森林面積を有している。大規模災害等に起因する森林の荒廃は、国全体の国土強靱化に大きな影響を与える大きな問題となる。

このため、大雨や地震等の災害時における土石・土砂の流出や表層崩壊など山地災害を防止するため、森林の多面的機能の持続的な発揮に向け、造林、間伐等の森林整備や林道等の路網整備を計画的に推進する必要がある。

○災害時における森林の多面的機能の総合的な発揮を図るため、エゾシカなど野生鳥獣による森林被害の防止対策を進める必要がある。

(農地・農業水利施設等の保全管理)

○農地が持つ保水効果や土壌流出の防止効果など国土保全機能を維持するため、地域コミュニティ等による農地・農業水利施設等の地域資源の適正な保全管理を推進する必要がある。

【指 標(現状値)】

項 目	現 状 値(達 成 率)
多様な樹種・林齢で構成された森林の造成	
森林の蓄積(二酸化炭素貯蔵量)	
多様な方法で更新する人工林	

2-3-7 カテゴリー7 / 迅速な復旧・復興等

事態 7-1 災害廃棄物の処理の停滞による復旧・復興の大幅な遅れ

(災害廃棄物処理計画の策定)

- 早期の復旧・復興の妨げとなる大量の災害廃棄物を迅速に処理するため、「北海道災害廃棄物処理計画」において本町に対し具体的な処理体制構築等が求められる場合には「南富良野町災害廃棄物処理計画」の策定を促進する必要がある。

(地籍調査の実施)

- 災害後の復旧・復興を円滑に進めるためには、地籍調査等により土地境界を明確にしておくことが重要となることから、調査等の推進を図る必要がある。

(災害廃棄物の処理所要を見込んだ一般廃棄物最終処分場整備計画の策定)

- 現在稼働している町の一般廃棄物処分場は、残余容量が少なく、令和9年度頃までには満杯となる。今後、検討・整備を進める新たな処分場(第2期)については、引き続き町内の一般廃棄物の他、大規模災害時に発生が予想される大量の災害廃棄物に対しても処理機能が果たし得るよう、災害廃棄物の処理所要を見込んだ「燃えないごみ・埋め立てごみ」の埋立容量で整備計画を策定するとともに、整備に当たっては環境省の循環型社会形成推進交付金を有効に活用する必要がある。

【現 状】

項 目	現 状 値 (達 成 率)
南富良野町ごみ処理計画	100%(策定済み)
南富良野町災害廃棄物処理計画	100%(策定済み)
地籍調査の進捗	
一般廃棄物最終処分場(第2期)整備計画の策定	100%(R7.3策定)

事態 7-2 復旧・復興等を担う人材の絶対的不足

(災害対応に不可欠な建設業との連携)

○建設業は、災害時における応急対策業務において重要な役割を担う。そのため、大規模災害の発生により、本町の行政機関等の人員が極度に不足する場合にあっても、人命救助に伴う障害物の除去や道路交通の確保などの応急対策が効果的に行われるよう、建設業とのより一層の連携や専門的技術等の活用を図る必要がある。

(建設業の担い手確保)

○減少する建設業就業者及び技能労働者の確保に向けた取組が進められている。本町においても、災害時の復旧・復興はもとより今後対応が迫られる施設の老朽化対策などを着実に進めていくため、若年層を中心とした担い手確保対策に早急に取り組む必要がある。

【現 状】

項 目	現 状 値 (達 成 率)

第3章 推進事業の設定

3-1 施策プログラム策定の考え方

第2章に示した脆弱性評価の結果を踏まえ、南富良野町における強靱化施策の取組方針を示す「南富良野町強靱化のための施策プログラム」を策定する。

施策プログラムは、脆弱性評価において設定した「起きてはならない最悪の事態」を回避するため、本町のみならず国、道、民間それぞれの取組主体が適切な役割分担と連携のもとで行う。

また、取り組むべきリスク回避のために、施設の整備・耐震化、代替施設の確保等の「ハード対策」のみではなく、情報・訓練・防災教育をはじめとした「ソフト対策」を組み合わせ、23の「起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)」ごとに取りまとめる。

3-2 施策推進の指標となる目標値の設定

施策推進に当たり、個別施策の進歩や実績を定量的に把握するため、可能な限り数値目標を設定する。

なお、本計画に掲載する目標値については、施策推進のための財源措置等が担保されていないことに加え、北海道や国が推進主体となる施策も数多くあることなどから、経年的な事業量等を積み上げた精緻な指標ではなく、施策推進に関わる国、道、市町村、民間等の各関係者が共有する「努力目標」と位置づける。

また、計画策定後の状況変化等に機動的に対応するため、計画期間中においても、必要に応じ目標値の見直しや新たな設定を行う。

3-3 施策の重点化(重点化すべき施策項目の設定)

施策推進に必要な財源の制約があることから、本計画の実効性を確保するため、優先順位を考慮した施策の重点化を図る必要がある。

本計画の基本目標(P3~4)を踏まえ、南富良野町の総合計画である『南富良野町第6次総合計画』で掲げる「安全・安心なまちづくり」という基本目標の実現を図るとともに、南富良野町の強靱化を北海道・国の強靱化へとつなげるため、『南富良野町地域総合戦略』等の方向に沿った取組や、「北海道強靱化計画」で示された重点化項目と調和を図りながら、緊急性や優先度を総合的に判断し、20の重点化すべき施策項目を設定した。

3-4 推進事業の設定

施策推進に必要な各事業のうち、南富良野町が主体となって実施する事業を設定し、個別の箇所・地区等については別表に整理する。

また、計画策定後の状況変化等に機動的に対応するため、計画期間中においても、必要に応じ推進事業の見直しや新たな設定を行う。

3-5 南富良野町強靱化のための施策プログラムの策定及び推進事業一覧

3-5-1 カテゴリー 1 / 人命の保護

事態1-1 地震等による建築物等の大規模倒壊や火災に伴う死傷者の発生

(1) 住宅・建築物等の耐震化 重点 1

- ・「北海道耐震改修促進計画」に定める住宅や建築物の耐震化目標の達成に向け、耐震改修に関する支援制度の運用の改善など、関係機関が連携したきめ細かな対策を実施する。
- ・新たに耐震診断が義務づけられた宿泊施設等の民間の大規模建築物に対し、耐震診断や改修等に係る支援の充実を図り、耐震化を促進する。
- ・小中学校・高校、医療施設、社会福祉施設、社会体育施設、公民館など、多くの住民等が利用する公共施設について、各施設管理者による耐震化を促進する。
- ・町有の再利用可能な遊休施設について、耐震化を含む改修・修繕を推進する。

(2) 建築物等の老朽化対策 重点 2

- ・公共建築物の老朽化対策については、各施設管理者が策定する「施設長寿命化計画」等に沿って、計画的な維持管理や施設の更新を実施する。
- ・民間建築物の老朽化対策については、社会資本整備交付金等の支援制度を活用し、老朽建築物の不燃化や建替等の促進を図る。
- ・町内の特定空き家について、交付金等の支援制度を活用し取り壊しを推進するとともに、跡地の有効活用に努める。

(3) 避難場所等の指定・整備 重点 3

- ・災害の種類や状況に応じた安全な避難場所の確保を図るため、災害対策基本法に基づく指定緊急避難場所を拡充するとともに、指定避難所については、特に体育館、ホール等の冷暖房化、トイレの増加等を重視して設備の充実を促進する。
- ・高齢者、障がい者等の要配慮者の安全確保を図るため、社会福祉施設等を活用した福祉避難所の指定について考慮するとともに、町指定の福祉避難所を拡充し、これに併せて非常用電源、多目的トイレ、冷暖房等、各施設における設備の充実を促進する。
- ・災害時の避難場所として活用される公共建築物や都市公園、備蓄倉庫等について、耐震改修なども含め地域の実情に応じた施設整備を計画的に促進する。

(4) 緊急輸送道路等の整備 重点 4

- ・救急救援活動等に必要緊急輸送道路や避難路について、主要幹線となる国道の迂回路となる道道の整備促進を北海道に対して働きかけるとともに、橋梁を含む町道の拡充や強化、市街地における沿道建築物の耐震化や無電柱化等の計画的な整備を推進する。

(5) 地盤等の情報共有

- ・造成地に関する変動予測調査など、宅地造成等に伴う災害の防止に向けた取組を促進する。

【指 標】

項 目	目 標 値 (努 力 目 標)
公共施設の耐震化	町民体育館等
町有遊休施設の耐震化改修・修繕	旧会館等
公営住宅の長寿命化	幾寅東団地の改修：38戸(令和2年度～7年度)
指定避難所の設備(冷暖房、トイレ、電源等)充実	指定避難所(12カ所)の冷房設備の整備

【推進事業】

<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者施設等の水害対策強化事業(社会福祉施設等施設整備費補助金)【保健福祉】 ・地域住宅計画に基づく事業(防災・安全交付金)【建設】 ・空き家対策総合支援事業(住宅市街地総合整備事業費補助)【建設】 ・都市防災総合推進事業(防災・安全交付金)【総務】 ・防災機能強化事業(学校施設環境改善交付金)【教育】 ・大規模改造(空調)事業(学校施設環境改善交付金)【教育】 ・体育館の空調設備及び断熱性確保整備事業(R6～R33特例交付金)【教育】 ・福祉避難所機能確保促進事業(地域づくり総合交付金)【企画】

事態1-2 火山(十勝岳)の噴火による近隣自治体からの広域避難者の発生

(1) 噴火による広域避難者の受け入れ体制の整備 **重点5**

- ・十勝岳の噴火により町外からの避難者(広域避難者)を受け入れることを想定し、近隣自治体として避難者を迅速に受け入れるよう、避難所に加え、受入施設を確保する等、体制の整備を図る。

【指 標】

項 目	目 標 値 (努 力 目 標)
広域避難者受入施設(住戸等)の確保	50戸程度を確保(現状の50%増)

【推進事業】

<ul style="list-style-type: none"> ・都市防災総合推進事業(防災・安全交付金)【総務】 ・(社会資本整備総合交付金)【建設】

事態1-3 土砂災害による死傷者の発生

(1) 警戒避難体制の整備

- ・土砂災害による被害の低減に向け、土砂災害防止法に基づく警戒区域の指定に必要な基礎調査の推進を図るとともに、国・道と連携し、土砂災害警戒区域等の指定の推進や土砂災害ハザードマップの作成を促進する。

(2) 砂防施設等の整備

- ・国や道の取組と連携し、土石流危険渓流や急傾斜地崩壊危険箇所など土砂災害の恐れのある箇所について、近年の災害発生状況や保全対象などを勘案し、砂防施設や急傾斜地崩壊防止施設等の整備を推進するとともに、老朽化施設の補修・更新や施設の維持管理を適切に実施する。
- ・国や道の取組と連携し、山地災害危険地区を対象に、緊急性などの観点から、老朽化対策も含めた治山施設の整備と森林の維持造成を計画的に推進する。

【指 標】

項 目	目 標 値 (努 力 目 標)
砂防・急傾斜地崩壊防止施設の整備	
老朽化施設の補修・更新	
地産施設の整備	
森林の維持造成	

【推進事業】

- ・土砂災害基礎調査【建設】
- ・災害関連地域防災がけ崩れ対策事業(防災・安全交付金)【建設】
- ・森林環境保全直接支援事業等(森林整備事業)【産業】

事態1-4 異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水

(1) 洪水ハザードマップの更新等と防災訓練等の実施 **重点 6**

- ・国や道の洪水ハザードマップ作成・更新に対応した本町の洪水ハザードマップの更新とともに、新たに内水ハザードマップを作成し、ハザードマップや「南富良野町水害タイムライン」に基づく防災訓練等の実施を促進する。
- ・大規模災害が発生することを前提として、平常時から本町や国・道等の関係機関が共通の時間軸(タイムライン)に沿った具体的な対応を協議し、災害時にはそれを実践していくための訓練を実施する。

(2) 河川改修等の治水対策

- ・河道の掘削、築堤などの治水対策について、近年の浸水被害等を勘案した重点的な整備を推進する。
- ・樋門・樋管、排水機場等の河川管理施設について、それぞれの必要な治水機能を確保するため、各施設の長寿命化計画等に基づき、施設の改良整備や老朽化施設の補修・更新を行うとともに、施設の維持管理を適切に実施する。
- ・下水道浸水被害軽減のため、近年の内水による浸水被害状況等を勘案し、排水ポンプ場、雨水管渠、可搬式排水ポンプなどの計画的な整備を推進する。

【指 標】

項 目	目 標 値 (努力目標)
内水ハザードマップの作成	全戸配付
下水道ストックマネジメント計画	現計画を更新予定

【推進事業】

- ・内水浸水リスクマネジメント推進事業(防災・安全交付金)【総務】
- ・総合流域防災事業(防災・安全交付金)【建設】
- ・下水道ストックマネジメント支援制度(防災・安全交付金)【建設】

事態1-5 金山ダムの決壊又は異常洪水時防災操作による下流域地区の浸水等

(1) 町とダム管理機関との間における緊密な連絡体制の確保

- ・ダムの決壊や異常洪水時防災操作による災害発生切迫時において、町とダム管理機関が緊密な連絡体制を確保し、町が避難情報の発令等を時機を失することなく実施できるよう、町とダム管理機関との間にホットライン等の整備を推進する。

【指 標】

項 目	目 標 値 (努力目標)
町⇔ダム管理機関のホットラインの整備	

【推進事業】

- ・総合防災体制整備事業(防災情報システム整備費)【総務】

(1) 暴風雪時における道路管理体制の強化 重点 7

- ・暴風雪時において、関係機関における通行規制等のリアルタイム情報を迅速に共有するとともに、防災行政無線の整備・活用等、住民等への情報伝達を円滑に実施するための体制強化を図る。また、暴風雪時の対応に関し、平時からの意識啓発を継続する。
- ・道路防災総点検を踏まえた要対策箇所について、防雪柵や雪崩予防柵などの対策工事を重点的に実施するとともに、気象条件の変化により新たな対策が必要な箇所等の把握に努めるなど、計画的な施設整備を推進する。

(2) 除雪体制の確保

- ・各道路管理者の管理水準に基づく適切な除排雪を推進するとともに、豪雪等の異常気象時に備え、道路管理者間の情報共有を図り、除雪車両や雪堆積場の迅速な貸付など相互支援体制を強化する。
また、冬季における被害の拡大を防ぐため、緊急輸送道路や避難路の除雪を強化する。
- ・将来的にも安定的な除雪体制の確保が図られるよう、除雪機械の計画的な更新、増強を図る。

(3) 公共交通利用者、道路利用者等の一時受入・退避施設等の整備 重点 8

- ・暴風雪に伴う、公共交通機関の運行停止による利用者の足止め、幹線道路等の通行止等による通行車両の立ち往生・孤立等、北海道の冬の厳しい自然条件に起因する災害の発生に備え、公共交通や道路利用者など一時的に受け入れたり、車両ごと一時待避できる施設(トイレカー、トレーラーハウスを設置)を整備する。

【道路利用者等の一時受入・退避施設等のイメージ】



【指 標】

項 目	目 標 値 (努 力 目 標)
防災行政無線の整備	無線網、携帯網による全戸情報伝達及びスピーカー(2カ所)補完
防雪柵・雪崩予防柵の設置	
除雪機械の更新・増強	
道の駅再編(道路利用者の一時受入)	令和6年度に道の駅物産センターを改修施工、7年度供用開始

【推進事業】

<ul style="list-style-type: none"> ・防災行政無線整備事業(過疎対策事業債)【総務】 ・道路除雪事業(社会資本整備総合交付金)【建設】 ・除雪機械整備事業(防災・安全交付金)【建設】 ・地域観光振興事業(社会資本整備総合交付金)【企画】

事態1-7 積雪寒冷地を想定した避難体制等の未整備による被害の拡大

(1) 積雪寒冷による避難困難者への対策

- ・冬季に災害が発生した場合に積雪寒冷により避難所への移動が困難な被災者を支援するため、バス等の支援車両を整備する。

(2) 積雪寒冷を想定した避難所等の対策

- ・積雪や低温など冬の厳しい自然条件を踏まえ、避難所における防寒対策として、町として備蓄する毛布、発電機、ストーブなどの暖房器具の整備を引き続き促進する。

【指 標】

項 目	目 標 値 (努 力 目 標)
避難支援車両の整備	緊急時における町有バスの利活用を含めた体制整備
避難所用暖房器具の整備	避難所として利活用可能な施設に対し、電源と併せ整備

【推進事業】

- ・総合防災体制整備事業(防災情報システム整備費)【総務】
- ・一般事業(地域づくり総合交付金)【総務】
- ・移送用車両整備事業(緊急防災・減災事業債)【総務】

事態1-8 情報伝達の不備・途絶等による死傷者の拡大

(1) 関係機関の情報共有化

- ・災害情報に関する関係機関の情報共有と住民への迅速な情報提供を図るため、災害対策本部への連絡員の派遣など関係機関相互の連絡体制を強化する。
- ・災害対策に必要な監視カメラ画像、雨量・水位、通行止め等に関する情報を関係機関がリアルタイムで共有する防災情報共有システムの活用に向けた国・道の取組について本町も参画するとともに、老朽機器の更新や未整備箇所への計画的な整備を推進する。
- ・災害時における行政機関の通信回線を確保するため、道と本町を結ぶ総合行政情報ネットワークの計画的な更新、市町村等における衛星携帯電話の整備を促進する。

(2) 自主防災組織の結成

- ・地域防災力の向上のため、自主防災組織結成の推進を図るとともに、道の「地域防災マスター制度」などの活用により人材を育成して、組織の強化を図る。

(3) 住民等への情報伝達体制の強化 **重点 9**

- ・災害時に住民が安全な避難行動をとれるよう、本町における各種災害に係る避難指示等の発令基準の策定・適宜更新を円滑に行う。
- ・災害時における住民の安否情報の確認のため、国の安否情報システムの活用も含め、情報を効果的に収集・提供するための体制を構築する。
- ・住民等への災害情報の伝達に必要な防災行政無線(自営無線網+携帯網)を整備するとともに、公衆無線LAN機能を有する防災情報ステーションの整備、Lアラート(災害情報共有システム)を活用したマスメディアによる迅速な情報提供など、多様な手段による災害情報の伝達体制を強化する。
- ・テレビやラジオなど既存メディアの中断や携帯電話の障害時においても、住民へ防災情報を確実に提供するため、避難所等に公衆無線LAN等の機能を備えた防災情報ステーションを整備する。
- ・外国人を含む観光客に対する災害情報の伝達体制の強化、ホテルなどの観光関連施設におけるハード・ソフト両面からの防災対策など、災害時における観光客の安全確保に向けた取組を推進する。
- ・災害時も含め外国人観光客等の移動の利便性を確保するため、道路案内標識の英語表記やピクトグラム表記を推進するとともに、観光地における案内表示等の多言語化を促進する。
- ・災害発生時の避難等に支援を要する要介護高齢者や障がい者などに対する避難誘導などの支援が適切に行えるよう、避難行動要支援者名簿を適時に更新して活用するとともに、福祉施設等ごとの具体的な避難方法等をまとめた避難確保計画を適時に更新する。また、在宅の要配慮者を対象として策定・整備した個別避難計画を常時最新の状態で保持し、計画の実効性確保に努める。

(4) 防災教育の推進

- ・防災教育の推進に向け、各種教材の提供や多様な媒体を活用した情報発信を行うとともに、「ほっかいどう防災教育協働ネットワーク」への参画を促進する。
- ・教育関係者や児童・生徒に対する防災意識の啓発、実践的な防災訓練の実施、「一日防災学校」等の体験型の防災教育など、学校における防災教育を推進する。

【指 標】

項 目	目 標 値 (努 力 目 標)
防災行政無線の整備	無線網、携帯網による全戸情報伝達及びスピーカー(2カ所)補完

【推進事業】

- ・防災行政無線整備事業(過疎対策事業債) 【総務】
- ・総合防災体制整備事業(防災教育推進費、防災情報システム整備など) 【総務】
- ・交通安全施設整備事業(強靱化関連経費) 【総務】
- ・学校安全対策費・防災教育推進事業 【教育】

3-5-2 カテゴリー 2 / 救助・救急活動等の迅速な実施

事態2-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止

(1) 非常用物資の備蓄促進

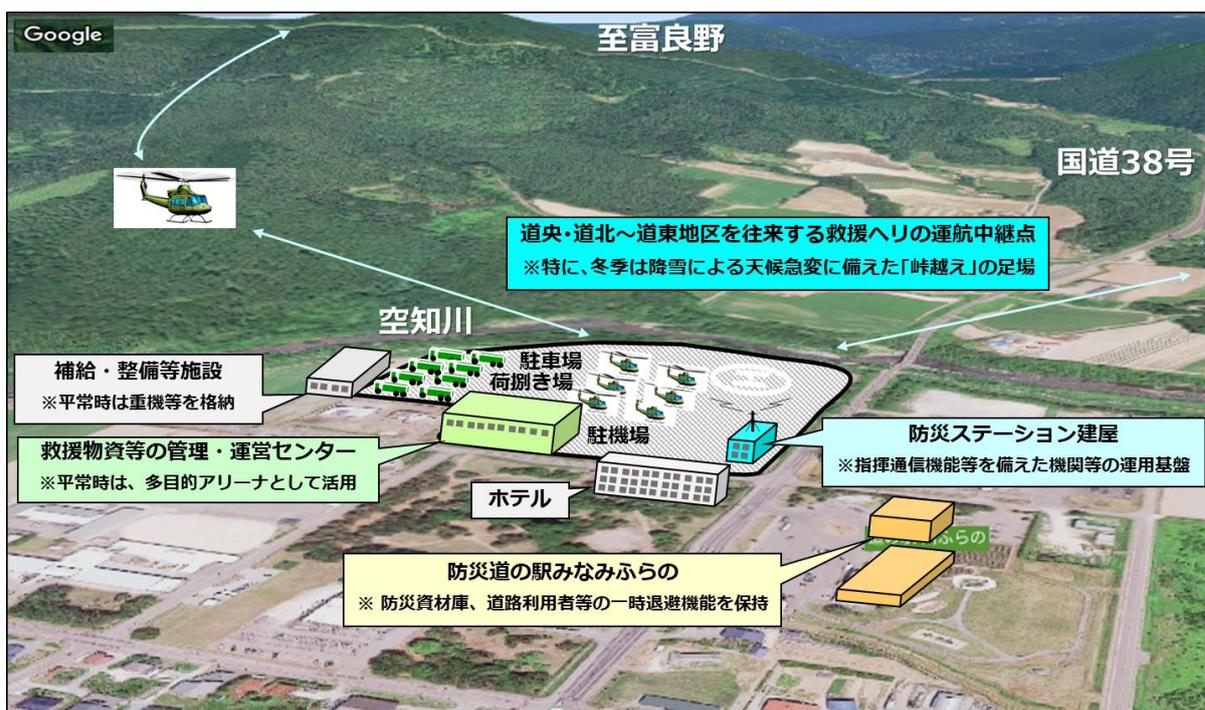
- ・大規模災害時において応急物資の供給・調達に係る広域的な対応を図るため、道との連携のもと、備蓄・調達体制を強化するとともに、広域での物資調達等の体制整備に取り組む。
- ・支援制度の活用などを通じ、本町の非常用物資の備蓄体制の強化に向けた取組を促進する。
- ・家庭や企業等における備蓄について、町民や各種組織、機関への啓発活動を強化するなど、各当事者の自発的な備蓄の取組を促進する。

(2) 支援物資の供給等の基盤となる総合的な広域防災拠点の整備 **重点 10**

- ・道内外において大規模な災害が発生した場合における、応急対策活動の前方支援基盤、救援物資輸送の中継基盤、復旧活動の集結基盤等として情報・通信、食料・物資の備蓄・集配、駐車・駐機・荷捌き、トレーラーハウス等を含む資機材の集積・管理等の機能を総合的に具備し、道の駅とも接続・統合した広域防災拠点を整備する。

本施設は、町の水防活動の拠点として整備される河川防災ステーションを機能拡張(救援物資・資機材等管理・運営センター、補給・整備等施設、燃料保管施設等の追加整備)して運用することを構想しており、平常時、各付帯施設は町の多目的アリーナ等、地域の活性化に資する施設として活用する。

【河川防災ステーションを機能拡張した広域防災拠点の運営イメージ】



(3) 支援物資の供給等に係る連携体制の整備

- ・物資供給をはじめ医療、救助・救援、帰宅支援など災害時の応急対策を迅速かつ円滑に行うため、本町と道・民間企業・団体等との間で応援協定の締結、協定に基づく防災訓練の実施や意見交換会の開催など、平素の活動を促進し、実効性を確保するとともに、対象業務の拡大など協定内容の見直しを適宜実施する。
- ・本町は内陸部に位置し津波等のリスクが想定されないことから、沿岸部との市町村間における「包括交流協定」の締結など、地域間交流を深めるための取組を促進する。
- ・NPOやボランティアによる被災地支援活動の一層の充実に向け、本町とボランティア支援団体等との連携により、NPOやボランティアの受入体制の整備、防災に関する専門的なボランティアの育成等を促進する。

【指 標】

項 目	目 標 値 (努 力 目 標)
広域防災拠点用付帯施設の整備	物資等管理・運営施設、補給整備・格納施設、石油燃料保管施設等の新設

【推進事業】

- ・一般事業(地域づくり総合交付金)【総務】
- ・都市防災総合推進事業(防災・安全交付金)【総務】
- ・北海道災害ボランティアセンター運営活性化等事業【保健福祉】

(1) 防災訓練等による連携体制の強化及び対応の実効性の向上 重点 11

- ・防災計画等の見直しや内容の深化、総合防災訓練の機会などを通じ、北海道、消防、警察、自衛隊など関係機関相互の連携体制を強化する。
- また、本町内での自衛隊の生地訓練の誘致を積極的に推進し、災害救援担当部隊等による実地・実践的な訓練の実施を通じ、災害発生時における即応性と救援活動の実効性の向上を図る。

(2) 広域防災拠点を活用した無人機運用(情報収集)基盤の提供 重点 12

- ・十勝岳の噴火が発生した場合、本町は火口との地理的關係（離隔度及び方位）から直接的な被害や降灰・噴煙の影響を受ける可能性は低い。
- 陸上自衛隊が十勝岳噴火の際に実施する各種の救援活動の中でも「航空機による火口周辺の継続的な監視及び上空からの情報収集」は、発災当初から終息までの全期間を通じて実施する重要な活動であり、近年の手段は、無人機によるのが、趨勢となっている。
- 本町は、被災地圏外の運用基盤となる適地、火口周辺への良好な進出経路、無人機の飛行に適する空域等、無人機の運用に適する要件を備えていることから、広域防災拠点等を中核とする基盤を提供して、事態への対処をバックアップする。

【広域防災拠点を運用基盤とした無人機による火口監視等のイメージ】



(3) 自衛隊体制の維持・拡充

- ・国や北海道全体の強靱化に直結する自衛隊の部隊規模や体制を維持するため、本町、近隣自治体、道が一体となって組織体制や訓練基盤等の維持・拡充に関する働きかけ等を行うとともに、自衛官の募集・援護業務への積極的に協力する。

【指 標】

項 目	目 標 値 (努力目標)
広域防災拠点用付帯施設の整備	物資等管理・運営施設、補給整備・格納施設、石油燃料保管施設等の新設
自衛隊に対する教育訓練適地・施設等の提供	生地、既存の町有施設の利活用

【推進事業】

- ・都市防災総合推進事業(防災・安全交付金)【総務】
- ・総合防災体制整備事業(防災訓練費など)【総務】

事態2-3 被災地における医療・福祉機能等の麻痺

(1) 防疫対策

- ・災害時における感染症の発生や拡大を防ぐための消毒、駆除等を速やかに行う体制を整備するとともに、定期的な予防接種の実施や避難場所における污水対策など、災害時の防疫対策を推進する。
- ・平時における感染症対策として、保健所における検査・相談体制の充実を要請する。

【指 標】

項 目	目 標 値 (努力目標)
消毒、駆除体制の整備	感染症の蔓延に備えた各種資機材の備蓄
定期的な予防接種の実施	予防接種法に基づく接種の確実な実施

【推進事業】

--

3-5-3 カテゴリー3 / 行政機能の確保

事態3-1 町内における及び道内外行政機能の大幅な低下

(1) 災害対策本部機能等の強化 **重点 13**

- ・関係機関及び近隣市町村との連携のもと、災害時の防災拠点として災害対策本部機能の維持確保に不可欠な町役場庁舎、消防支署等、行政施設の耐震化を促進する。
- ・災害対策本部運営等の準拠となる地域防災計画、業務継続計画、災害時受援計画等及び各種のマニュアルについて、社会経済情勢や自然環境などの変化に応じ見直し等を適時に行う。
- ・町の災害対策本部の的確かつ円滑な運営のため、適切な組織体制を構成するとともに、対策活動の検討や関係機関との調整に当たっては地域防災マネージャー等の専門家を最大限に活用する。
- ・災害対策本部の運営に必要な資機材の整備を推進するとともに、本部に配備される職員を対象とした運営訓練を定期的に行うなど、ハードとソフト両面からの体制整備とスキル向上を図る。
- ・地域の防災力・水防力を維持・強化するため、地域住民の消防団活動の理解と活動への参加促進を図る。

(2) 行政の業務継続体制の整備

- ・災害時における行政情報システム機能の維持・継続を図るため、「IT部門の業務継続計画(IT-BCP)」の策定など情報システムの機能維持のための取組を促進する。

【指 標】

項 目	目 標 値 (努 力 目 標)
行政施設の耐震化整備	役場庁舎：R 年度以降 消防庁舎：R10年度以降

【推進事業】

- ・総合防災体制整備事業(災害時オペレーションシステム事業費)【総務】
- ・消防力強化対策事業(消防団等育成強化対策費補助金)【総務】

事態3-2 道内外行政機能の大幅な低下

(1) 道内の災害対策本部機能のバックアップ

- ・道内の他自治体において大規模災害が発生した場合には、要請に応じ、当該自治体等の災害対策本部等に応援職員を派遣できるよう、各職員の知識・技能や経験等を把握・管理するとともに、職員のスキルアップを目的とした研修制度を整備する。

(2) 政府機能等のバックアップ

- ・政府や道内外の自治体が保有する行政情報のバックアップ機能を担うため、民間データセンターの立地促進、情報基盤整備など、所要の取組において本町への協力要請がある場合、促進に寄与する。

【指 標】

項 目	目 標 値 (努 力 目 標)
災害対策研修制度の整備	関係各課に各 1 名を基準として養成
政府機能バックアップへの寄与	

【推進事業】

・総合防災体制整備事業(災害対応人材強化)【総務】

3-5-4 カテゴリー 4 / ライフラインの確保

事態4-1 長期的または広範囲なエネルギー供給の停止

(1) 再生可能エネルギー及び電力基盤等の導入拡大

- ・再生可能エネルギーの導入拡大に向け、エネルギーの地産地消、木質バイオマス・地中熱の利用拡大や、風力、小水力発電等のプロジェクトの導入など、関連施策を総合的に推進する。
- ・災害時に自立分散型の電源として活用が可能であり、冬季には廃熱による暖房熱源として機能を有するコージェネレーションシステムについて、防災上必要な施設等への導入とともに、市街地等における施設間のネットワーク化を進める。

(2) 多様なエネルギー資源の活用

- ・水素自動車、天然ガス・LPガス自動車の利用拡大、メタンハイドレートの資源化、水素エネルギーの利活用、廃棄物の電力・熱利用など、エネルギー構成の多様化に向けた取組を促進するとともに、ガスコージェネレーションシステム、ガスヒートポンプ、ガス非常発電機などの導入促進にも留意する。

(3) 石油燃料供給の確保 **重点 14**

- ・避難所等に石油燃料が安定的に確保されるよう、協定者間による平時からの情報共有や連携を促進する。
- ・石油燃料の保管施設を整備して、災害の発災当初に町として必要となる非常用燃料を備蓄する。

【指 標】

項 目	目 標 値 (努 力 目 標)
新エネルギー導入(熱利用分野)	木質バイオマス・地中熱利用の拡大
石油燃料保管施設の整備	町全体として3日分の所要量(ガソリン、軽油、灯油等)を保管

【推進事業】

- ・地産エネルギー利用施設立地促進事業【企画】
- ・新エネルギー等率先導入推進事業【企画】
- ・省エネルギー・新エネルギー促進事業【企画】
- ・新エネルギー導入加速化事業【企画】
- ・地域資源活用基盤整備支援事業【企画】
- ・地域主体の新エネ導入支援事業【企画】
- ・エネルギー地産地消事業化モデル支援事業【企画】
- ・水素利活用型ビジネス形成促進事業【企画】
- ・災害時給油体制緊急整備事業【企画】
- ・北海道食のキーパーソン育成事業【企画】
- ・木質バイオマス資源活用促進事業【産業】
- ・林業構造改革事業【産業】
- ・水素社会推進事業【建設】

(1) 食料生産基盤の整備・拡充

- ・平時、災害時を問わず全国の食料供給基地として重要な役割を担う農業生産地の一員として、いかなる事態においても安定した食料供給機能を維持できるよう、耐震化などの防災・減災対策を含め、農地や農業水利施設等の生産基盤の整備・拡充を着実に推進する。
- ・厳しい環境にある本町の農業の生産力を確保するため、経営安定対策や担い手確保対策など、持続的な農業経営に資する取組を推進する。

(2) 道産食料品の販路拡大

- ・大規模災害時における食料の安定供給に対応するためには、平時から十分な生産量を確保することが必要であることから、食クラスター活動など食の高付加価値化に向けた取組等を通じ、農産物や加工食品の販路拡大を推進する。

(3) 道産農産物の産地備蓄の推進

- ・雪氷冷熱等を活用した産地における農産物の長期貯蔵など、平時における農産物の安定供給に加え、大規模災害時においても農産物の円滑な供給に資する取組を推進する。

【指 標】

項 目	目 標 値 (努 力 目 標)
雪氷冷熱等を利用した農産物貯蔵施設の整備	

【推進事業】

- ・食品製造業のマーケティング力強化事業【企画】
- ・成長市場向けマーケティング支援事業【企画】
- ・企業立地促進費補助金【企画】
- ・農業人材確保対策推進事業【産業】
- ・農業農村整備事業【産業】
- ・(中山間地域等直接支払交付金)【産業】
- ・強い農業づくり事業【産業】

(1) 水道施設等の防災対策

- ・災害時においても給水機能を確保するため、上下水道耐震化計画に基づき、配水池、貯留施設、浄水場など水道施設の耐震化や基幹管路の多重化等を進めるとともに、今後の水需要などを考慮した施設の更新や維持管理などの老朽化対策を促進する。
- ・災害時における水道施設の機能不全に備え、緊急時給水拠点の確保や給水訓練の実施など、応急給水体制の整備を促進する。

(2) 下水道施設等の防災対策

- ・災害時に備えた業務継続計画(下水道BCP)の策定を促進するとともに、下水道施設の耐震化、長寿命化計画等に基づく老朽化対策を計画的に行う。
- ・単独浄化槽から災害に強い合併処理浄化槽への転換を促進する。

【指 標】

項 目	目 標 値 (努 力 目 標)
水道の基幹管路の耐震適合率	経営戦略水道施設台帳、資産台帳を整備し、更新計画を策定
下水道BCPの策定	下水道BCP網羅版を策定、現行計画を更新
地震対策上重要な下水管渠の地震対策実施	下水道施設台帳、資産台帳を整備し、更新計画を策定
上下水道耐震化計画の策定	対象施設(下水道処理区内)：町役場、南富良野小学校、幾寅診療所 対象施設(下水道処理区外)：各地区の指定避難所となる公民館
下水道施設の長寿命化計画策定	下水道ストックマネジメント計画等を策定し、現計画を更新
農業集落排水施設の機能診断実施	
浄化槽のうち合併浄化槽の設置	

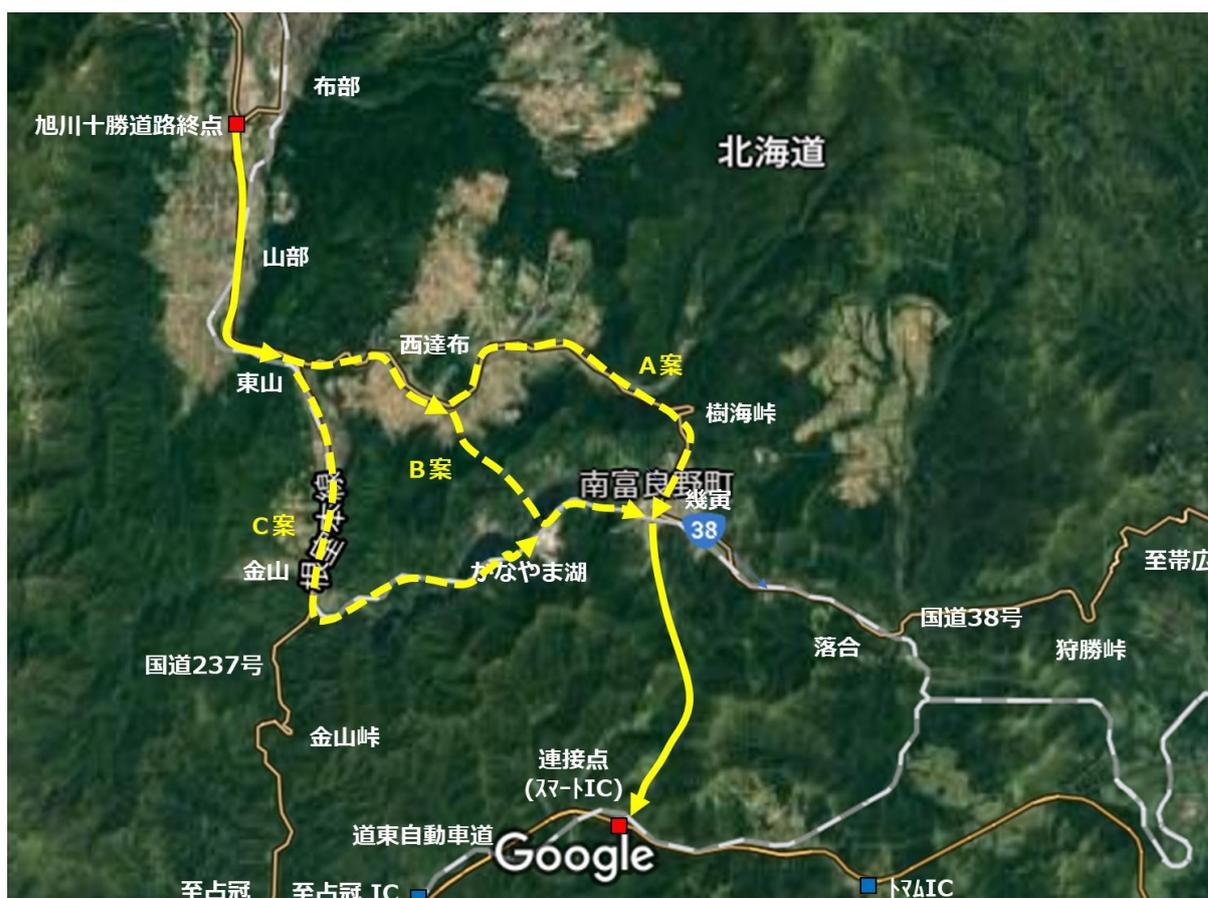
【推進事業】

- ・生活基盤施設耐震化等補助金事業【建設】
- ・水道事業(簡易水道当施設整備費補助金)【建設】
- ・合併処理浄化槽設置整備事業【建設】
- ・下水道事業(防災・安全交付金)【建設】
- ・下水道事業(社会資本整備総合交付金)【建設】

(1) 交通ネットワークの整備 **重点 15**

- ・災害時における広域交通の分断を回避し、緊急輸送道路として救援機関の迅速な被災地への前進や救援物資等の確実な輸送を担保するとともに、平常時においても道央・道北と道東との間の物流や人流の命脈となる広域交通ネットワークを堅持するため、地域高規格道路の「旭川十勝道路」と「道東自動車道」を接続(※)し、一般国道等と併せた交通路のリダンダント構造化により、交通ネットワークの冗長性を高めるよう要望する。

【「旭川十勝道路」と「道東自動車道」の接続要領の一例】



(※) 旭川十勝道路を道東自動車道に接続する場合は、現在の布部終点から国道38号、又は道道465号を経て南富良野町幾寅を經由し、道道1030号東側(青森団体の沢川)沿いの経路で道東自動車道(JRトマム駅から西に約5kmの地点)に接続するのが、大規模災害への対応のみならず、観光人流の増加(富良野・トマム・サホロ等)による地域振興、整備に要する経費等の面からも有利である。

- ・本町を東西に横断するかなやま湖畔沿いの道道465号(金山幾寅停車場線)及び町道鹿越線は、道央・道北方面から、国道38号及び国道237号を介して帯広・日高方面に向かう際の迂回路として地域交通ネットワークの一翼を担っていることから、鹿越大橋を含め、道路幅の拡幅や強化等、災害に強い道路としての整備を進め、機能の維持を図るよう要望する。

【地域交通ネットワークにおける迂回路の強化の一例】



(2) 道路施設の防災対策等 **重点 16**

- ・道路防災総点検の結果を踏まえ、落石や岩盤崩落など要対策箇所への対策工事を計画的に実施する。
- ・橋梁の耐震化については、緊急輸送道路や避難路上にある橋梁への対策を優先するなど計画的な整備を推進する。
また、橋梁をはじめとした道路施設の老朽化対策について、施設ごとの長寿命化計画等に基づき計画的な施設の補修・更新を行うとともに、施設の適切な維持管理を実施する。
- ・農業利用を目的に整備された農道については、農山村地域の生活道路として一般道と同様の機能を担っていることから、農業機械の大型化に伴い狭隘化した区間については道幅を拡幅するとともに、農道橋など農道施設の点検・診断と機能保全対策を適切に推進する。

【指 標】

項 目	目 標 値 (努 力 目 標)
道路防災総点検における道路斜面等の要対策箇所の対策	
道路橋の長寿命化修繕計画の策定	
橋梁の予防保全(道道)	
道路橋の長寿命化修繕計画の策定	
農道橋を対象とした点検・診断の実施	

【推進事業】

<ul style="list-style-type: none"> ・道路事業(地域連携道路事業費補助)【建設】 ・道路事業(防災・安全交付金)【建設】 ・建築物耐震対策緊急促進事業(地域防災拠点建築物整備緊急促進事業)【建設】 ・地域創生道整備推進交付金事業(デジタル田園都市国家構想交付金)【建設】 ・農道・集落道整備事業(農村整備事業)【産業】

3-5-5 カテゴリー5 / 「経済活動の機能維持」に関する事項

事態5-1 長期的または広範囲なサプライチェーンの寸断や中枢機能の麻痺等による企業活動等の停滞

(1) リスク分散及び地域の活性化を重視した企業立地等の促進 **重点 17**

- ・経済活動のリスク分散やサプライチェーンの複線化に資するため、道外や道内沿岸部等に所在する企業の拠点の移転、立地に向けた取組を促進する。

【指 標】

項 目	目 標 値 (努 力 目 標)
企業・生産拠点等の移転・立地の促進	

【推進事業】

- ・(企業立地促進費補助金)【企画】
- ・本社機能・オフィス拠点誘致加速化事業【企画】
- ・地産エネルギー利用施設立地促進事業【企画】
- ・道内中小企業BCP策定促進事業【企画】
- ・(中小企業総合振興資金貸付金)【企画】

事態5-2 町内外における物流機能等の大幅な低下

(1) 流通拠点の機能強化 **重点 18**

- ・北海道の中央部に位置し、道内においては道北・道央・道東を結ぶ交通上の要衝にある本町の地理的特性及び道路ネットワークを踏まえると、本町は物流機能の観点からも特定の方面に対する前方支援基盤、或いは中継基盤としての価値が高く、国や道全体の強靱化に貢献すべき役割を担うことができる。
- このため、河川防災ステーションを機能拡張して物資の管理・運営施設を整備するとともに、駐車・駐機機能などを併せ持った、総合的かつ空陸対応可能な広域流通拠点を整備する。

【指 標】

項 目	目 標 値 (努 力 目 標)
広域流通拠点の整備	広域防災拠点と一体・連携した機能発揮を追求

【推進事業】

- ・地域観光振興事業【企画】
- ・(社会資本整備総合交付金)【建設】

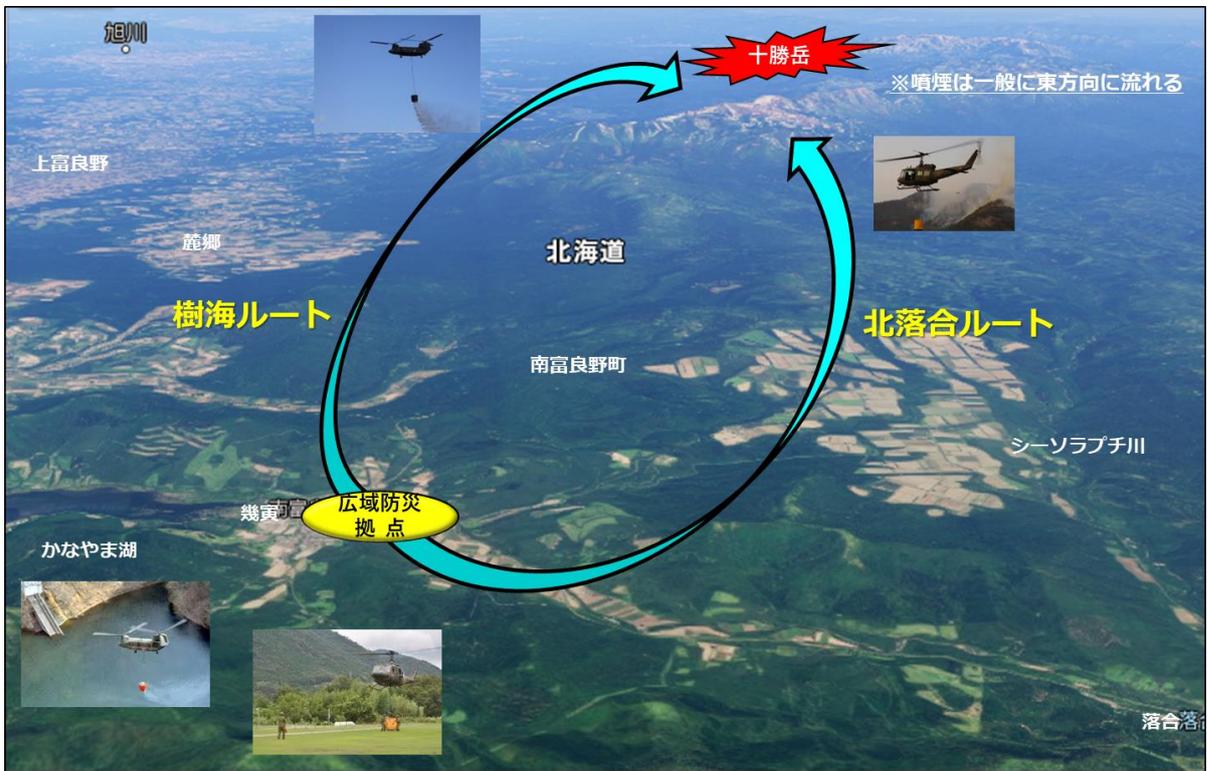
3-5-6 カテゴリー 6 / 「二次災害の抑制」に関する事項

事態6-1 火山(十勝岳)の噴火に伴う大規模な山林火災等の発生による被害の拡大

(1) 大規模な山林火災等に対処する防災関係機関の運用基盤となる拠点の整備 **重点 19**

・十勝岳が噴火した場合には、二次災害としての大規模山林火災の発生が想定され、ヘリコプター等による空中消火が有効かつ唯一の対処手段となる可能性があるが、十勝岳の南側約10 kmに位置する本町には、ヘリの取水源としてのかなやま湖があるのみならず、噴火中の十勝岳周辺域に対し落合地区からシーソラプチ川沿いに北上する地形・風向の上からも最良の空中進出経路が確保できることから、事態に対処する防災関係機関の運用基盤ともなる広域防災拠点を整備する。

【十勝岳の噴火(夏季)に伴う大規模山林火災発生時における空中消火活動のイメージ】



【指 標】

項 目	目 標 値 (努力目標)
広域防災拠点用付帯施設の整備	物資等管理・運営施設、補給整備・格納施設、石油燃料保管施設等の新設

【推進事業】

- ・都市防災総合推進事業(防災・安全交付金)【総務】
- ・総合防災体制整備事業(防災訓練費など)【総務】
- ・(社会資本整備総合交付金)【建設】

(1) 森林の整備・保全

- ・大雨や地震等の災害時における土石・土砂の流出や表層崩壊などの山地被害を防止するため、造林、間伐等の森林整備や林道等の路網整備を計画的に推進する。
- ・エゾシカなど野生鳥獣による森林被害の防止対策を推進し、自然と共生した多様な森林づくりを進める。

(2) 農地・農業水利施設等の保全管理

- ・農地が持つ保水効果や土壌流出の防止効果など国土保全機能を維持するため、地域コミュニティ等による農地・農業水利施設等の地域資源の適正な保全管理を推進する。

【指 標】

項 目	目 標 値 (努 力 目 標)
多様な樹種・林齢で構成された森林の造成	
森林の蓄積(二酸化炭素貯蔵量)	
多様な方法による人工林の更新	

【推進事業】

- ・森林環境保全直接支援事業(森林整備事業)【産業】
- ・未来につなぐ森づくり推進事業【産業】
- ・鳥獣被害防止総合支援事業(鳥獣被害防止総合対策交付金)【産業】
- ・エゾシカ緊急対策事業【産業】
- ・エゾシカ指定管理鳥獣捕獲等事業【産業】

3-5-7 カテゴリー7 / 迅速な復旧・復興等」に関する事項

事態7-1 災害廃棄物の処理の停滞等による復旧・復興の大幅な遅れ

(1) 災害廃棄物の処理体制の整備 **重点 20**

- ・早期の復旧・復興の妨げとなる災害廃棄物を迅速に処理するため、町の災害廃棄物処理計画に基づく処理要領等を確立するとともに、近隣自治体等と密接に連携した広域的な視点からの廃棄物処理体制を整備する。また、現状において残余容量が僅少で令和9年度頃までには満杯となることを見込まれる一般廃棄物処分場の整備に当たっては、町内の一般廃棄物の他、大規模災害時に発生が予想される大量の災害廃棄物に対しても処理機能が果たし得るよう、災害廃棄物の処理所要を見込んだ容量で整備する。

(2) 地籍調査の実施

- ・発災後の迅速な復旧・復興を図るため、土地境界の把握に必要な地籍調査を推進する。

【指 標】

項 目	目 標 値 (努力目標)
一般(災害)廃棄物処分場の整備	令和9年度末完成予定

【推進事業】

- ・一般廃棄物処理施設整備事業(循環型社会形成推進交付金)【建設】
- ・社会資本整備円滑化地積整備事業(防災・安全交付金、地籍調査費負担金)【産業】

(1) 災害対応に不可欠な建設業との連携

- ・災害発生時の人命救助に伴う障害物の除去、道路交通の確保、パトロールなどの応急対策を効果的に実施するため、専門的な技術を有し地域事情にも精通する建設業の効果的な活用を図るなど、災害時における行政機関と建設業との連携体制を強化する。
- ・災害時の復旧・復興に加え、公共施設等の耐震化や老朽化対策、交通ネットワークの整備など平時における強靱化の推進に不可欠な建設業の振興に向け、若年者などの担い手の育成・確保や災害時に備えた業務継続計画の策定促進など、関係団体等と連携した取組を推進する。

(2) 行政職員の活用促進

- ・災害時の復旧・復興等に関する業務を円滑に進めるため、本町及び国・道の行政職員の相互応援体制を強化する。

【指 標】

項 目	目 標 値 (努 力 目 標)
本町、国・道の行政職員の相互応援体制の強化	

【推進事業】

- ・建設業経営体質強化対策事業【建設】
- ・総合防災体制整備事業(防災訓練費)【総務】

第4章 計画の進捗管理

4-1 計画の推進期間等

計画期間は社会情勢の変化や「国土強靱化基本計画」及び「北海道強靱化計画」と調和を図る必要があることから、本計画の推進期間は概ね5年(令和7年から令和11年まで)とする。

また、本計画は、南富良野町の他の分野別計画における国土強靱化に関する指針として位置づけるものであることから、国土強靱化に関連する分野別計画においては、それぞれの計画の見直し及び改定時期に併せ、所要の検討を行い、本計画との整合性を図っていく。

4-2 計画の推進方法

4-2-1 計画の推進体制

本計画に掲げる施策の実効性を確保するためには、明確な責任体制のもとで施策毎の推進管理を行うことが必要である。

このため、施策プログラムの推進に当たっては、庁内の所管部局を中心に、国や北海道等との連携を図りながら、個別の施策毎の進捗状況や目標の達成状況などを継続的に検証し、効果的な施策の推進につなげていく。

《施策毎の推進管理に必要な事項》

- ・当該施策に関する庁内の所管部局、国の関係府省庁、道の関係部局について
 - ・計画期間における施策推進の工程の管理
 - ・当該施策の進捗状況及び推進上の問題点の把握
 - ・当該年度における予算措置状況の管理
 - ・当該施策の推進に必要な国の施策等に関する提案・要望事項の整理
 - ・指標の達成状況の把握
- 等

4-2-2 PDCA サイクルによる計画の着実な推進

計画の推進に当たっては、前項で示した各施策の進捗状況や目標の達成状況を踏まえ、施策プログラム全体の検証を行い、その結果を踏まえた予算化や国・道への政策提案を通じ、更なる施策推進につなげていくというPDCAサイクルを構築し、南富良野町強靱化のスパイラルアップを図っていく。

4-2-3 施策毎の推進管理

本計画に掲げる施策の実効性を確保するためには、明確な責任体制のもとで施策毎の推進管理を行うことが必要である。

このため、施策プログラムの推進に当たっては、庁内の所管部局を中心に、国や北海道等との連携を図りながら、個別の施策毎の進捗状況や目標の達成状況などを継続的に検証し、効果的な施策の推進につなげていく。

【別表】

南富良野町強靱化のための推進事業一覧

所管課	事業名	リスクシナリオ	事業概要	箇所・地区
総務課	都市防災総合推進事業(防災・安全交付金)	事態1-1	避難場所等の指定・整備	町域各地区
	都市防災総合推進事業(防災・安全交付金)	事態1-2	広域避難者受け入れ施設の確保	町域各地区
	内水浸水リスクマネジメント推進事業(防災・安全交付金)	事態1-4	内水ハザードマップの作成	町域各地区
	総合防災体制整備事業(防災情報システム整備費)	事態1-5	町とガム管理機関との連絡体制整備	金山ガム
	防災行政無線整備事業(過疎対策事業債)	事態1-6	暴風雪時における道路管理体制の強化	町域各地区
	移送用車両整備事業(緊急防災・減災事業債)	事態1-7	避難困難者の支援車両の整備	町域各地区
	一般事業(地域づくり総合交付金)		積雪寒冷を想定した避難所等の対策	各避難所
	総合防災体制整備事業(防災教育推進費、防災情報システム整備費など)	事態1-8	防災情報ステーションの整備	各避難所
	防災行政無線整備事業(過疎対策事業債)		住民等への情報伝達体制の強化	町域各地区
	交通安全施設整備事業(うち強靱化関連経費)		交通情報提供設備、信号電源付加装置の整備	国道38号・237号沿い
	一般事業(地域づくり総合交付金)		非常用物資の備蓄促進	各避難所等
	都市防災総合推進事業(防災・安全交付金)	事態2-1	支援物資の供給等の基盤となる総合的な広域防災拠点の整備	幾寅地区
	都市防災総合推進事業(防災・安全交付金)	事態2-2	広域防災拠点を活用した無人機運用基盤の提供	幾寅地区
	総合防災体制整備事業(防災訓練費など)		総合防災訓練の実施、自衛隊生地訓練の誘致	幾寅、東鹿越、かなやま湖周辺
	総合防災体制整備事業(災害時オペレーションシステム事業)	事態3-1	災害対策本部機能の強化	町庁舎
	消防力強化対策事業(消防団等育成強化対策費補助金)		消防団活動への参加促進	各分団
	総合防災体制整備事業(災害対応人材強化)	事態3-2	職員の災害対応能力向上研修	町職員
	都市防災総合推進事業(防災・安全交付金)	事態6-1	大規模山林火災対処の運用基盤整備	幾寅地区
	総合防災体制整備事業(防災訓練費など)		大規模山林火災対処防災訓練の実施	幾寅地区
	総合防災体制整備事業(防災訓練費)	事態7-2	行政職員の活用促進	町職員
企画課	社会資本整備総合交付金(防災・安全交付金)	事態1-6	道路利用者等の退避施設の整備	国道38号・237号沿い
	地産エネルギー利用施設立地促進事業	事態4-1	再生可能エネルギーの導入拡大 多様なエネルギー資源の活用 石油燃料供給の確保	町域各地区
	新エネルギー等率先導入推進事業			
	省エネルギー・新エネルギー促進事業			
	新エネルギー導入加速化事業			
	地域資源活用基盤整備支援事業			
	地域主体の新エネルギー導入支援事業			
	エネルギー地産地消事業化モデル形成支援事業			
	水素利活用型ビジネス形成促進事業			

	災害時給油体制緊急整備事業費補助金				
	北海道食のキーパーソン育成事業				
	食品製造業のマーケティング力強化事業	事 態 4-2 事 態 5-1	食料生産基盤の整備 企業・生産拠点等の立地促進	幾 寅 地 区	
	成長市場向けマーケティング支援事業				
	(企業立地促進費補助金)				
	本社機能・オフィス拠点誘致加速化事業				
	地産エネルギー利用施設立地促進事業				
	道内中小企業BCP策定促進事業				
	(中小企業総合振興資金貸付金)				
	地域観光振興事業(地方創生拠点整備交付金)				事 態 5-2
保 健 福祉課	高齢者施設等の水害対策強化事業(社会福祉施設等施設整備費補助金)	事 態 1-1	福祉避難所の指定・整備	町内各地区	
産 業 課	森林環境保全直接支援事業等(森林整備事業)	事 態 1-3	森林の維持造成	町域各地区	
	木質バイオマス資源活用促進事業	事 態 4-1	再生可能エネルギーの導入拡大 多様なエネルギー資源の活用	町域森林・山林地区	
	林業構造改革事業				
	農業人材確保対策推進事業(中山間地域等直接支払交付金)	事 態 4-2	農業の体質強化 食料生産基盤の整備 農畜産物及び加工品の販路拡大	町域各地区	
	農業農村整備事業 農業水路等長寿命化防災減災事業 多面的機能支払事業				
	強い農業づくり事業				
	農道・集落道整備事業(農村整備事業)				事 態 4-2
	治山事業	事 態 6-1	大規模山林火災対処拠点の整備	幾寅地区	
	森林整備事業(造林・林道)	事 態 4-1 事 態 6-2	砂防施設等の整備、老朽化対策 再生可能エネルギーの導入拡大 森林の整備・保全	町域森林・山林地区	
	未来につなぐ森づくり推進事業費補助金	事 態 6-2			森林の整備・保全
	鳥獣被害防止総合支援事業(鳥獣被害防止総合対策交付金)				野生鳥獣による森林被害の防止
	道有林エゾシカ緊急対策事業				
社会資本整備円滑化地積整備事業(防災・安全交付金、地積調査費負担金)	事 態 7-1	地籍調査の実施			
建 設 課	地域住宅計画に基づく事業(防災・安全交付金)	事 態 1-1	老朽化公営住宅の建替え、修繕	町域各地区	
	空き家対策総合支援事業(住宅市街地総合整備事業費補助)		特定空き家の取り壊し推進		
	ストック総合改善事業(社会資本整備総合交付金)		公営住宅の長寿命化	幾寅地区	
	道路事業(社会資本整備総合交付金)	事 態 1-1	緊急輸送道路の整備	道道465、町道鹿越線	
	道路事業(防災・安全交付金)	事 態 4-4	高規格道路に接続する地域交通ネットワーク(迂回路)の整備	国道38、237、道道1030	
	(社会資本整備総合交付金)	事 態 1-2	広域避難者受入施設の整備	幾寅地区	
	土砂災害基礎調査	事 態 1-3	警戒避難体制の整備	落合地区、金山地区	

	災害関連地域防災がけ崩れ対策事業(防災・安全交付金)		砂防施設の整備	落合地区、金山地区 空知川流域	
	総合流域防災事業(防災・安全交付金)	事態1-4	河川改修等の治水対策、河川管理施設の老朽化対策	落合地区、金山地区 空知川流域	
	下水道ストックマネジメント支援制度(防災・安全交付金)		下水道浸水被害の軽減	町域各地区	
	道路除雪事業(社会資本整備総合交付金)	事態1-6	暴風雪時の道路管理体制整備	国道38号・237号沿い	
	除雪機械整備事業(防災・安全交付金)		除雪体制の確保		
	(社会資本整備総合交付金)		道路利用者等の退避施設の整備		
	営繕工事監理(防災・安全交付金)	事態3-1	町庁舎等行政施設の耐震改修等	町庁舎	
	水素社会推進事業	事態4-1	多様なエネルギー資源の活用	町域各地区	
建設課	生活基盤施設耐震化等補助金事業 水道事業(簡易水道等施設整備費補助金)	事態4-3	水道施設の耐震化、老朽化対策	町域各地区	
	合併処理浄化槽設置整備事業 下水道事業(防災・安全交付金) 下水道事業(社会資本整備総合交付金)		下水道施設の耐震化、老朽化対策		
	道路事業(防災・安全交付金) 道路事業(地域連携道路事業費補助) 建築物耐震対策緊急促進事業(地域防災拠点 建築物整備緊急促進事業) 地域創生道整備促進交付金事業(デジタル田園 都市国家構想交付金)	事態4-4	道路施設の防災対策、耐震化、老朽化対策		
	(社会資本整備総合交付金)	事態5-2	流通拠点の機能強化		幾寅地区
	(社会資本整備総合交付金)	事態6-1	大規模山林火災対処拠点の整備		幾寅地区
	一般廃棄物処理施設整備事業(循環型社会形成推進交付金)	事態7-1	災害廃棄物の処理体制の整備		幾寅地区
	建設業経営体質強化対策事業	事態7-2	建設業の担い手確保		町域各地区
教育委員会	学校施設耐震化支援事業	事態1-1	学校施設の耐震化改修	小中高校(体育館)	
	防災機能強化事業(学校施設環境改善交付金)				
	大規模改造(空調)事業(学校施設環境改善交付金)		避難場所等の整備(冷房等)		
	体育館の空調設備及び断熱性確保整備事業(R6~R33特例交付金)				
	学校安全対策費・防災教育推進事業	事態1-8	防災教育の推進	小中高校	

南富良野町地域強靱化計画

策定	令和2年3月
改訂	令和4年1月 令和7年1月
発行	南富良野町
編集	南富良野町総務課防災安全推進室 〒079-2402 北海道空知郡南富良野町字幾寅867番地 TEL. 0167-52-2112 FAX. 0167-52-2922
